

管渠清掃共通仕様書

市 川 市

公共下水道管渠清掃業務委託共通仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 公共下水道管渠清掃業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市（以下委託者という。）が管理する下水道施設内の清掃の共通仕様書を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないものについては、別に指示する特記仕様書・設計図書によるものとする。
- (2) 共通仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者側の発議により、監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者側の発議により、受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、清掃作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに委託者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- 1. 労働基準法及び同法関連法規
- 2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
- 3. 消防法及び同法関連法規
- 4. 緊急失業対策及び同法関連法規
- 5. 建設業法及び同法関連法規
- 6. 建築基準法及び同法関連法規
- 7. 港湾法及び同法関連法規
- 8. 毒物及び同法関連法規
- 9. 道路法及び同法関連法規
- 10. 下水道法及び同法関連法規
- 11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
- 12. 道路交通法及び同法関連法規
- 13. 河川法及び同法関連法規
- 14. 電気事業法及び同法関連法規
- 15. 公害対策基本法及び同法関連法規

16. 騒音規正法及び同法関連法規
 17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
 18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
 19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
 20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
 21. 振動規則法及び同法関連法規
 22. 市川市環境保全条例及び同施行規則
- (2) 受託者は当該の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任の元で行うこと。なお、建設業退職者共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

4. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
1. 着手届
 2. 現場代理人及び主任技術者届
 3. 工程表
 4. 職務分担表
 5. 緊急連絡届
 6. 清掃作業計画書
 7. 清掃土砂運搬車両使用届
 8. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任届（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し）
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 調査が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。
1. 完了届
 2. 出来型調書
 3. 作業記録写真
 4. 完了図書一式
 5. 支払請求書及び明細書
- (4) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに代理人、並びに清掃調査技術及び経験を有する主任技術者を定め、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受託者は、善良な調査員を選出し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (4) 受託者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。又一部下請を使う場合、施工台帳の作成といつでも提出できる様用意する。

7. 地先住民等との協調

- (1) 受託者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 受託者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

8. 損害賠償及び補償について

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理すること。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受託者は、毎月末、調査の出来高報告書により、調査の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間について、監督職員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別により作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 撮影は、清掃箇所ごとに、1箇所の保安施設の状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。
- (4) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (5) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (6) 写真は、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。但し、デジタルカメラで撮影した場合、CD納品の他にA4用紙に印刷した物も報告書に添付すること。その場合、1枚の用紙に6枚程度の写真を縮小印刷したものでもよい。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講ずること。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、調査に従事するものに対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、調査に従事するものの安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を調査開始前と清掃中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中は、酸素欠乏空気及び有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行うこと。

- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受託者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、ただちに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、すみやかに委託者に届け出ること。

第3章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受託者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切が必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、作業にあたり、騒音規正法、振動規正法及び市川市環境保全条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 設計図書、法令等に違反して業務を続行した場合及び危険な状況と監督職員が判断した場合は、監督職員はその場で作業の中止及び改善を命じることができる。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負人の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込、運搬
 - ①受託者は、作業にあたって、以下③～⑥を満足する運搬車両を配置すること。
 - ②運搬車両は、事前に市川市に届け出ること。
 - ③運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散・並びに臭気の漏洩の恐れのない構造の車両とすること。
 - ④積込にあたっては、土砂の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないような措置を講ずること。
 - ⑤土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
 - ⑥土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (4) 機械による清掃作業
 - ①高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管渠を損傷することないように、吐出圧に留意すること。

第4章 その他

1. 業務の完了

- (1) 業務を完了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受託者は、完了検査に立会うこと。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 業務箇所において下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

業 務 完 了 報 告 書 (第 期支払分)

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

公共下水道管渠清掃業務委託 特記仕様書

下水道部 河川・下水道管理課

- 1 件 名 公共下水道管渠清掃業務委託
- 2 業務目的 本業務は、管渠および伏越し内に堆積した土砂や汚泥等による流下能力の低下を防止するため、管内清掃を実施するもの。
- 3 委託場所 市川市真間3丁目5番地先 外9箇所
- 4 委託期間 契約日の翌日 から 令和9年2月26日 まで
- 5 業務内容 伏越し管渠、マンホール内の清掃及び、下流人孔・管渠（管口から状態確認）の腐食の進行状況の確認。詳細については別紙1～4参照。
※別紙1の表の土砂深率は推定値のため、清掃作業前に、土砂深率の測定、写真撮影を行うこと。
- 6 管理全般 受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、委託者と業務内容について打合せを行うものとする。
安全・施工・工程管理等、及び法令等において、社団法人日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理マニュアル-2023-」を参考とし履行すること。
設計図書(共通仕様書・特記仕様書・図面等)に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。
通行車、通行人等の安全を確保するため、交通誘導警備員を適切に配置し交通規制を行う場合は、必要に応じ関係機関に届出ること。
- 7 添付資料 別紙1：施行箇所一覧表
別紙2：案内図
別紙3：位置図
別紙4：構造図
別紙5：作業用安全チェックシート（作業日に記録し提出すること。）
- 8 実務実施日及び業務時間
 - (1) 実務実施日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く
 - (2) 業務時間 昼間作業 午前9時から午後5時まで
夜間作業 午後10時から午前5時まで
 - (3) 以上を原則とし、これ以外の日・時間帯の作業については監督員と協議すること。

9 提出書類及び報告書（成果品）

- （１）提出書類 受託者は、実務実施にあたり、業務開始前に実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する機材等を記載した業務計画書を提出する。
- （２）報告書（成果品）
受託者は業務報告書を作成すること。
また、清掃時に目視にて確認した異状箇所については（人孔部・本管部・取付部）については、各々調書を作成すること。

10 汚泥処分

- （１）受託者は、本業務により発生した汚泥は、以下の場所に運搬し処分すること。
処分業者：東武商事株式会社（埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東４丁目４番地４）
処分場所：運搬距離は、29.0kmを想定している。
処分費用：処分は別途、市の委託にて支払う。

11 電子マニフェスト

- （１）本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。
受託者は、JWNETに加入し、加入証の写しを委託者に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- （２）受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量の確認を行うとともに、委託者の電子マニフェスト登録予定情報と照合する。
- （３）委託者は、産業廃棄物の引渡し後３日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、電子マニフェスト登録（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「法」という。）第１２条の５第２項の規定による。）を行い、登録番号を受託者に通知する。
- （４）受託者は、産業廃棄物の運搬終了後３日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる運搬終了報告（法第１２条の５第３項の規定による。）を行う。
- （５）委託者は、委託者又は受託者が、正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、委託者及び受託者は、法第１２条の３の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

12 その他

- （１）委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- （２）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- （３）受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の

責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- (4) 受託者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年7月31日		記入者 檜橋 慎司	
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課
		所在地	〒 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号	担当者	檜橋 慎司 TEL 047-712-6358 FAX 047-712-6360
3	廃棄物の名称	有機汚泥			
4	廃棄物の発生工程				
	☐ 工程図等添付	下水道施設から発生する有機汚泥			
5	廃棄物の種類	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ			
	☒ 産業廃棄物	☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等			
6	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)			
		☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銹さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害)			
7	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害)			
		☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害)			
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)			
9	廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名 量・濃度 CAS登録番号			
10	☐ 情報伝達が義務付けられている 危険・有害物質				
11	☐ その他主要成分				
12	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	☐ 硫黄 ☐ 塩素 ☐ 臭素			
		☐ ヨウ素 ☐ フッ素 ☐ 炭酸			
13		☐ 硝酸 ☐ 亜鉛 ☐ ニッケル			
		☐ 銅 ☐ アルミ ☐ アンモニア			
14		☐ ホウ素 ☐ アンチモン ☐ その他 ()			

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性 ☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☐ 固形 ☐ 泥状 ☒ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強) 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色 () 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ・ ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()			
13	荷姿	☐ 容器 () ☒ 車両 (バキューム車) ☐ その他 ()			
14	排出頻度 数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (21.1) ☐ kg ☒ t ☐ ㍓ ☐ ㎡ ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	☐ ガスマスク着用 →ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 ()			
	応急処置	☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 ()			
	漏洩時措置	除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 ()			
	火災時措置	水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 →消火方法 ()			
	その他 ☐ 有 ☒ 無				
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ・ ☒ 無) 分析表 (☐ 有 ・ ☒ 無) サンプル (☐ 有 ・ ☒ 無) 有の場合→ ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ・ ☒ 無) その他 (☐ 有 ・ ☒ 無) 具体的には→ ()			
＜変更履歴／内容確認欄＞					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

施工箇所一覧表(別紙1)

R8年度

整理 番号	箇所 番号	清掃箇所	上流MH諸元(m)				下流MH諸元(m)				管径 (mm)	伏越し 管延長 (m)	設計延長A (伏越+MH 内) (m)	標準作 業量V (m/日)	積算単位の設定			清掃作 業種別	道路 種別	作業 時間 帯	土砂 深率 (%)	閉塞断 面積 *10 ⁻² (m2)	土砂量 (m3)
			No.	幅W	長l	深h	No.	幅W	長l	深h					A/V		積算単位等						
															(日)	判定							
1	6	真間3丁目5番地先	1	—	Φ1.2	3.840	2	—	Φ1.2	3.460	Φ900	7.50	9.90	106	0.09	<1/2	日(0.5)	吸引車		昼	10	3.311	0.33
2	8	菅野3丁目11番地先	1	1.600	2.400	4.680	2	2.100	2.100	4.600	Φ1200	15.00	19.50	59	0.33	<1/2	日(0.5)	吸引車	国道	夜	10	5.886	1.15
3	9	菅野3丁目10番地先	1	1.100	2.400	4.010	2	2.000	2.100	4.030	Φ600	13.00	17.50	86	0.20	<1/2	日(0.5)	高压洗 浄	(国道)	夜	10	1.472	0.26
4	10-1	菅野4丁目18番地先	1	1.520	1.260	4.020	2	1.800	1.400	4.010	Φ700	5.65	8.31	68	0.12	<1/2	日(0.5)	吸引車		昼	10	2.003	0.17
	10-2	2	1.640	0.000	4.010	3	1.400	1.700	4.120	Φ1150	2.18	3.88	71	0.05	吸引車			10			5.406	0.21	
5	11	東菅野3丁目1番地先	1	1.820	2.100	5.290	2	2.430	2.400	5.140	Φ1500	16.00	20.50	46	0.45	<1/2	日(0.5)	吸引車	県道	夜	10	9.197	1.89
6	12	八幡3丁目23番地先	1	1.300	1.300	4.400	2	1.500	1.500	4.410	Φ900	9.70	12.50	106	0.12	<1/2	日(0.5)	吸引車		昼	10	3.311	0.41
7	13	東菅野3丁目10番地先	1	1.650	1.960	4.650	2	2.170	1.800	4.650	Φ1650	9.95	13.71	38	0.36	<1/2	日(0.5)	吸引車		昼	10	11.128	1.53
8	15	菅野5丁目12番地先	1	2.700	2.700	5.000	2	2.720	2.860	5.660	Φ1650	24.90	30.46	38	0.80	<1	日(1.0)	吸引車		昼	10	11.128	3.39
9	16-1	東菅野1丁目6番地先	1	1.810	1.600	4.110	2	Φ0.9	0.000	4.170	Φ1350	25.41	27.01	47	0.57	>1	m	吸引車	県道	夜	10	7.450	2.01
	16-2		2	Φ0.9	0.000	4.170	3	1.820	1.600	4.340	Φ1350	38.05	39.65	47	0.84			吸引車			10	7.450	2.95
10	17-1	東菅野3丁目18番地先	2	2.400	2.410	4.540	1	4.370	2.260	4.970	Φ1800	33.80	38.47	32	1.20	>1	m	吸引車	県道	夜	10	13.244	5.10
	17-2		3	2.400	3.000	4.630	1	4.370	2.260	4.970	Φ1500	12.80	18.06	46	0.39			吸引車			10	9.197	1.66
計													259.45		(5.52)								21.05
																				処分土砂量＝		15.78	

(1)「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版(公)日本下水道協会」に準拠し、(*75%)

記載がないものは「下水道管路管理積算資料-2023-(公)日本下水道管路管理業協会」に準拠した。

- ・機械運転工の1日あたり設計作業量の最低保証は「下水道管路管理積算資料-2023-(公)日本下水道管路管理業協会」に準拠した。
- ・原則として、1日当り1箇所の作業とみなす。従って、各箇所ごとに数量を算出し、標準作業量に基づく積算とする。
- ・設計数量は延長とする。(土砂量ではない。) 管渠(伏越し)清掃とマンホール清掃は一括で行う実態に則し、設計数量は、伏越し長さ+マンホール延長の合計とする。

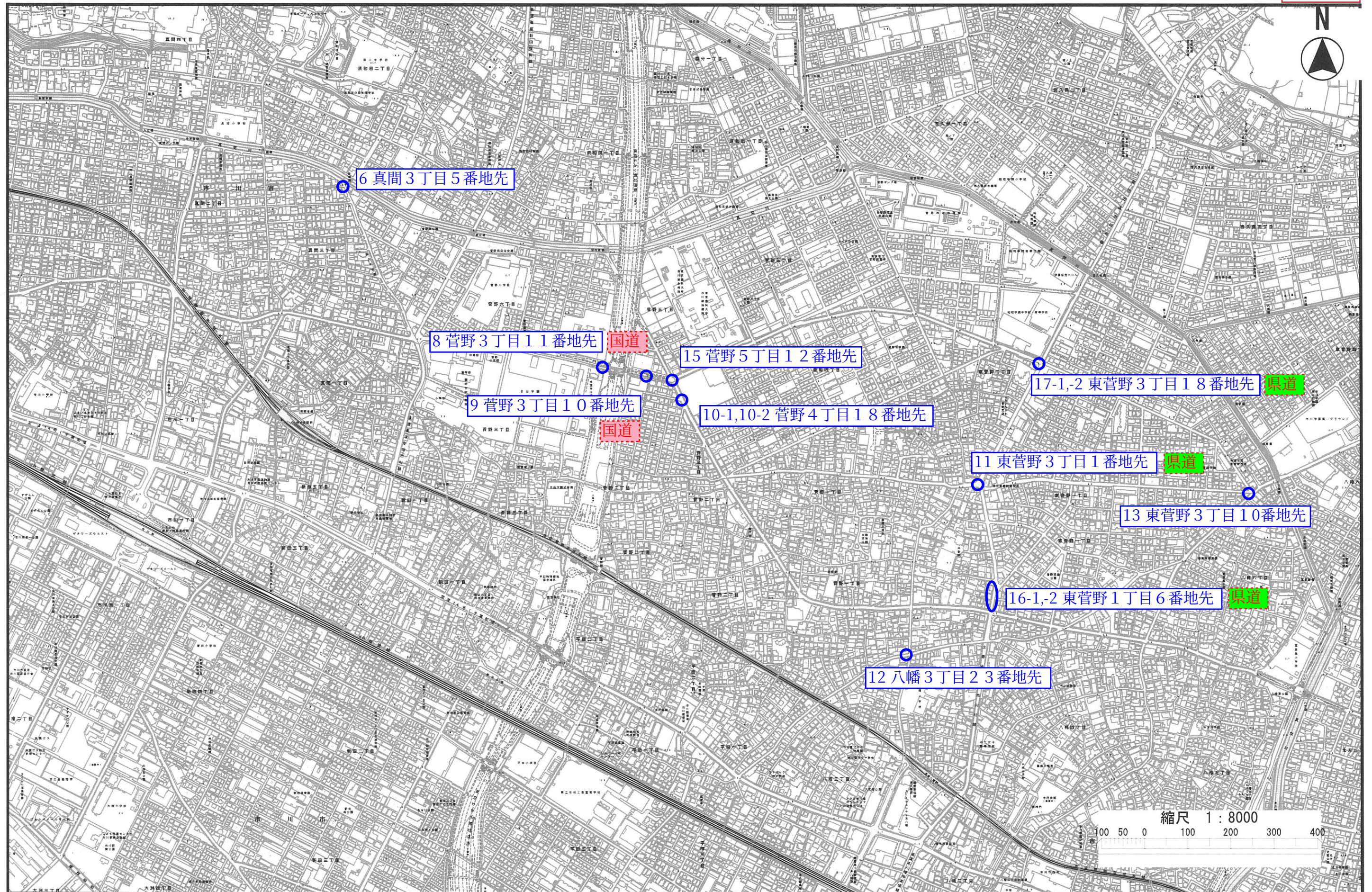
(2)千葉県公安委員会が認定する国道、県道の路線については、交通誘導員A(検定合格警備員)とする。(H281月1日施行)

- ・H29年度より市川警察署から、国道・県道は夜間作業(昼間作業禁止)とするよう指示有り。
- ・H30年度より首都国道事務所から、箇所番号8・9・15については打合せ実施するよう指示有り。

交通管理工(交通誘導員)・安全費(監視人)

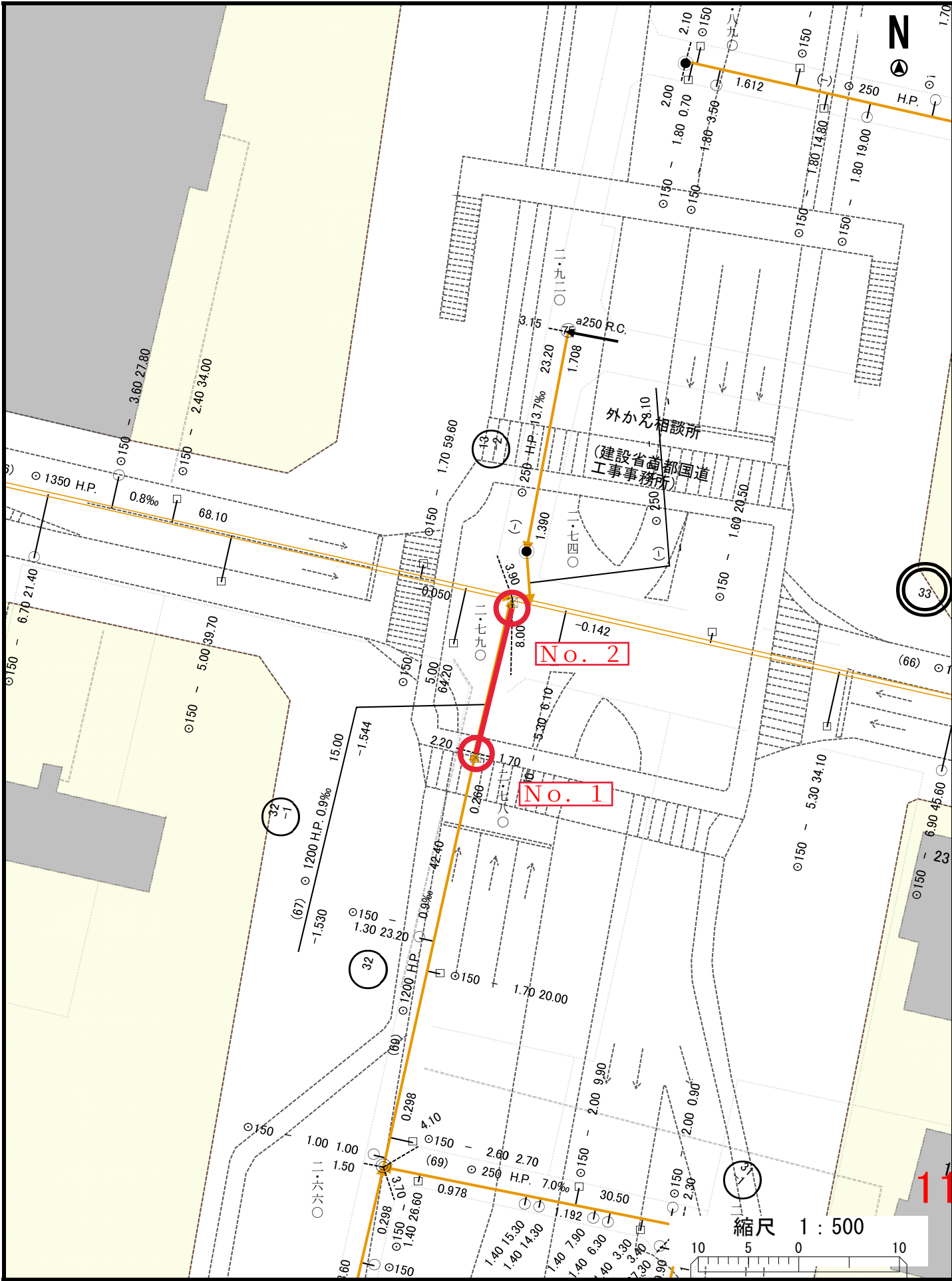
R8年度

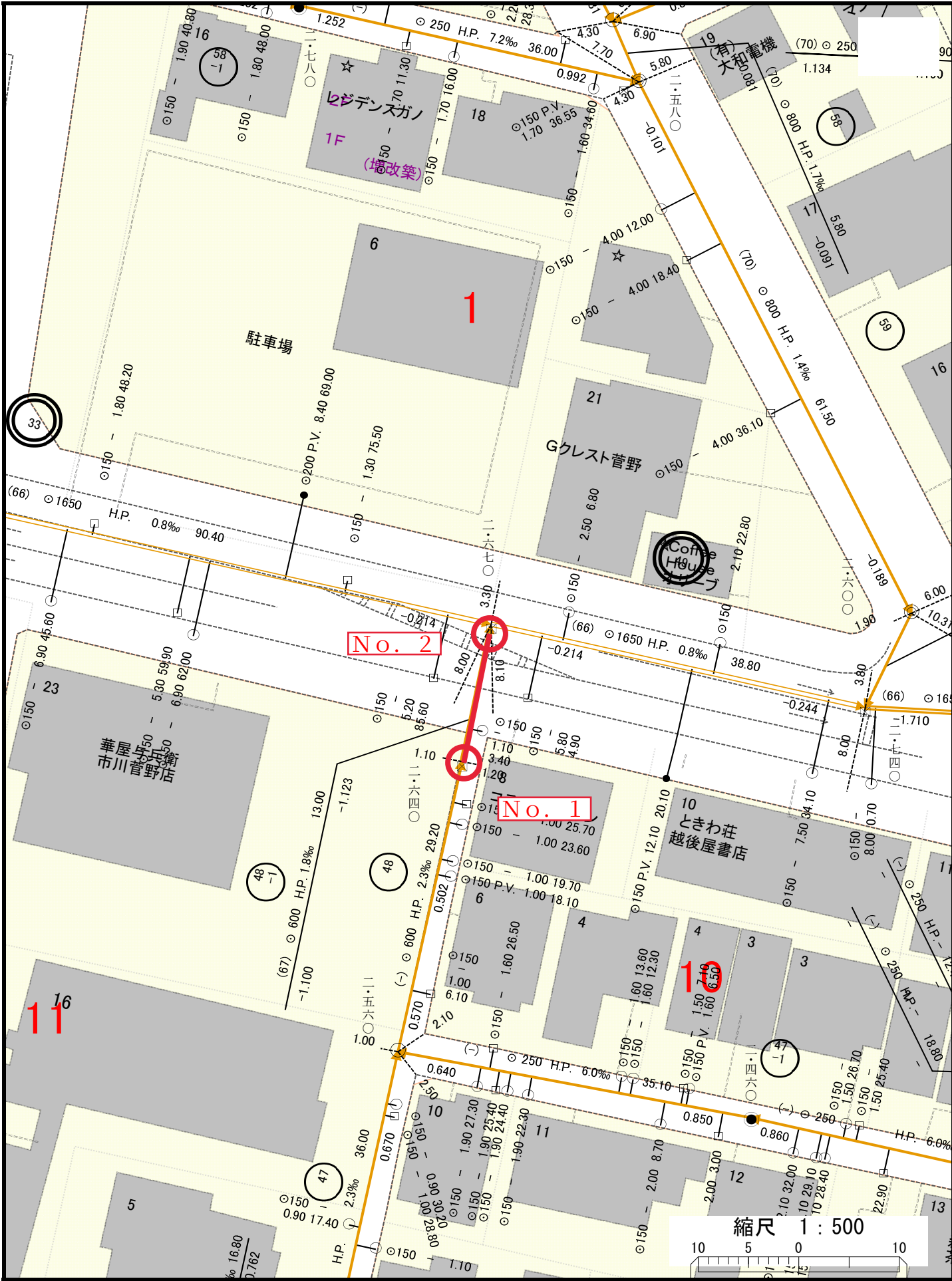
整理 番号	箇所 番号	清掃箇所	調整率 (配置時間) (日)	道路種 別	交通誘導警備員数(交代要員1名含む)							監視人(特殊作業員)			
					B昼		A夜		B夜		計	昼		夜	
					配置	積算	配置	積算	配置	積算		配置	積算	配置	積算
1	6	真間3丁目 5番地先	0.5		4	2					2	2	1		
2	8	菅野3丁目11番地先	0.5	国道			2	1	4	2	3			2	1
3	9	菅野3丁目10番地先	0.5	(国道)			2	1	3	1.5	2.5			2	1
4	10-1	菅野4丁目18番地先	0.5		6	3					3	3	1.5		
	10-2														
5	11	東菅野3丁目1番地先	0.5	県道			2	1	4	2	3			2	1
6	12	八幡3丁目23番地先	0.5		5	2.5					2.5	2	1		
7	13	東菅野3丁目10番地先	0.5		6	3					3	2	1		
8	15	菅野5丁目12番地先	1		5	5					5	2	2		
9	16-1	東菅野1丁目6番地先	1.5	県道			2	3	3	4.5	7.5			3	4.5
	16-2														
10	17-1	東菅野3丁目18番地先	2	県道			2	4	2	4	8			3	6
	17-2														
計						15.5		10		14	39.5		6.5		13.5
						16人		10人		14人			7人		14人



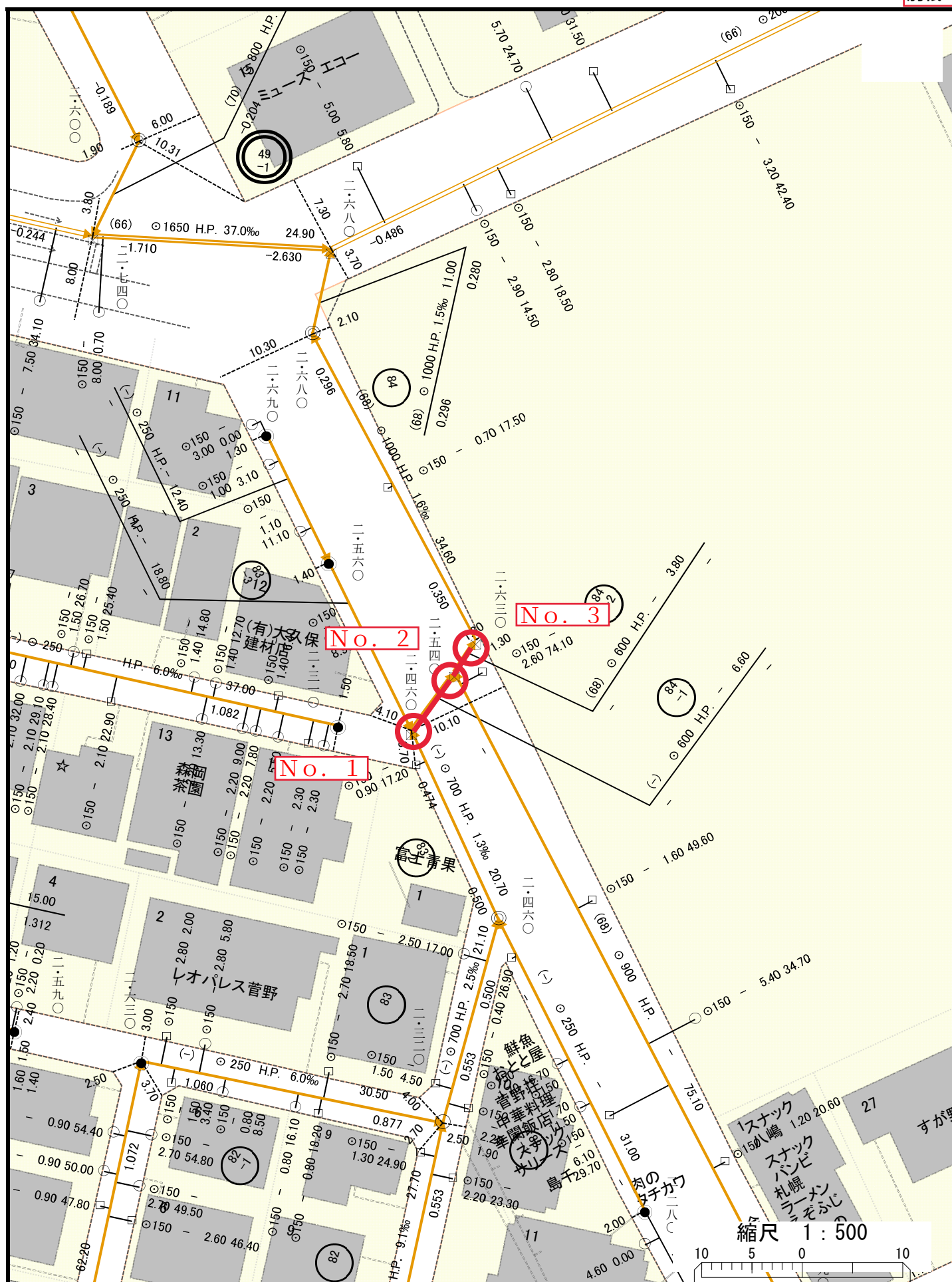
位置図 箇所番号8：菅野3丁目1 1番地先【国道】

別紙3





別紙3



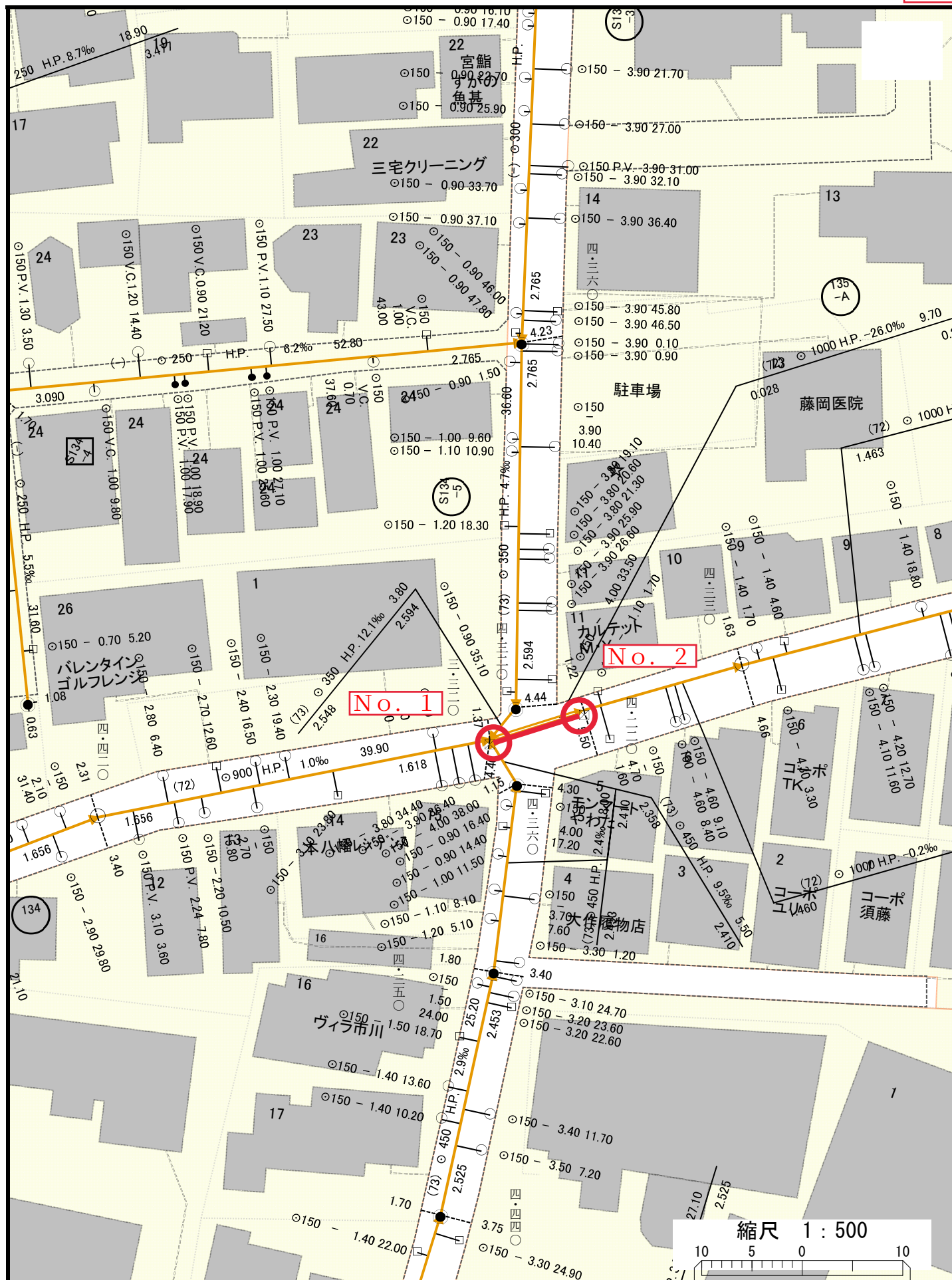
位置図 箇所番号 1 1 : 東菅野 3 丁目 1 番地先【県道】

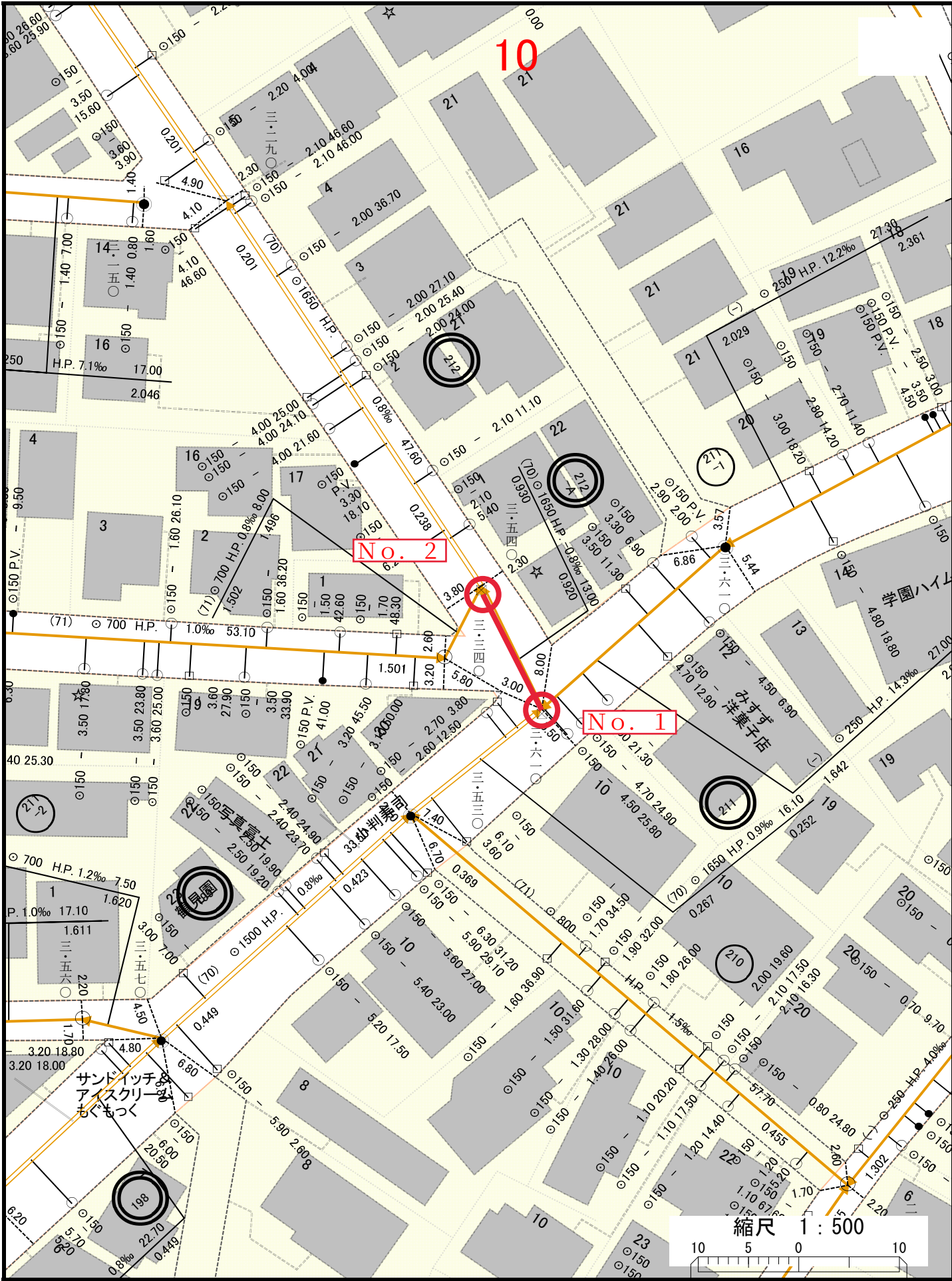
別紙3



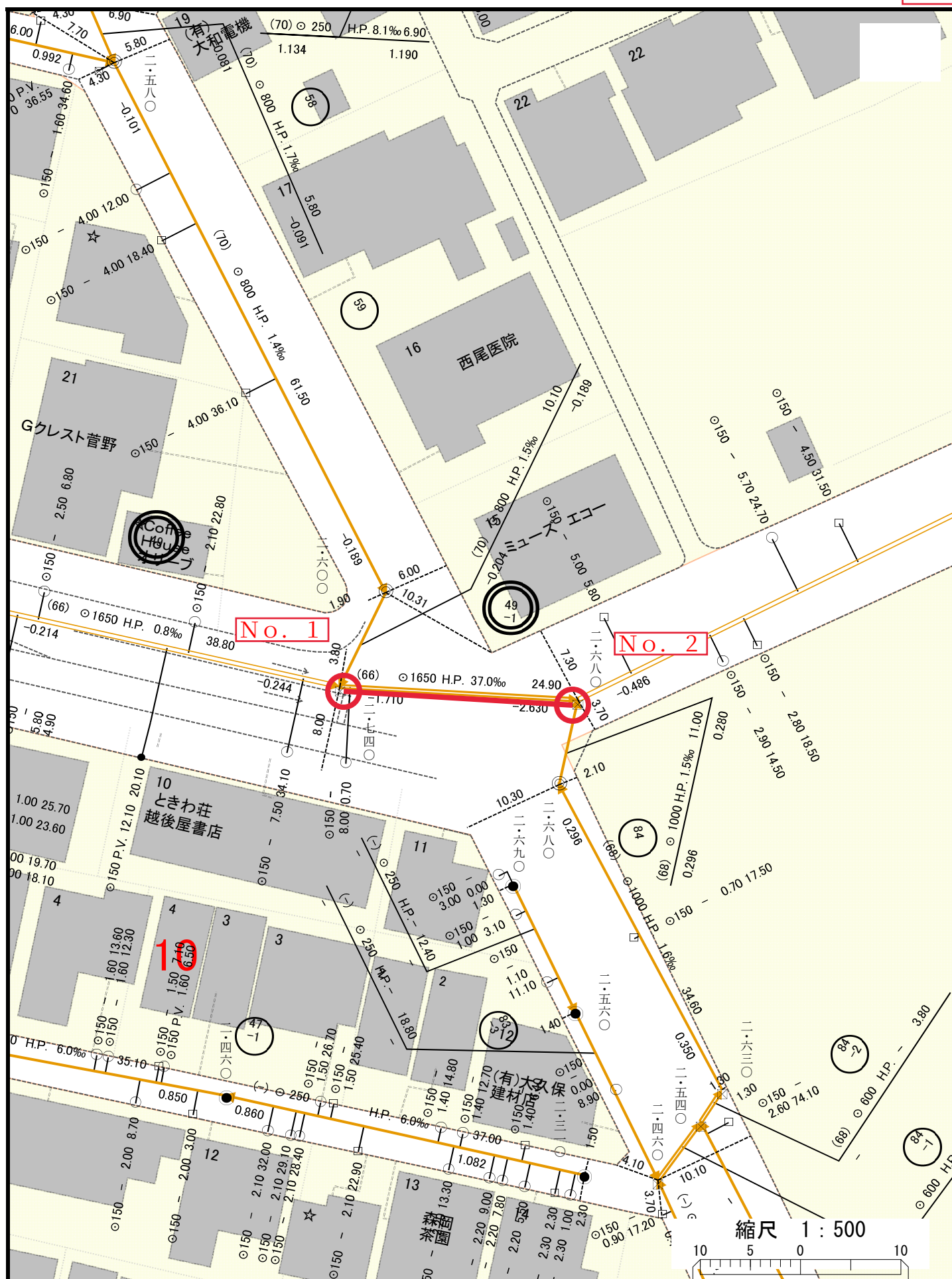
位置図 箇所番号 1 2 : 八幡3丁目23番地先

別紙3



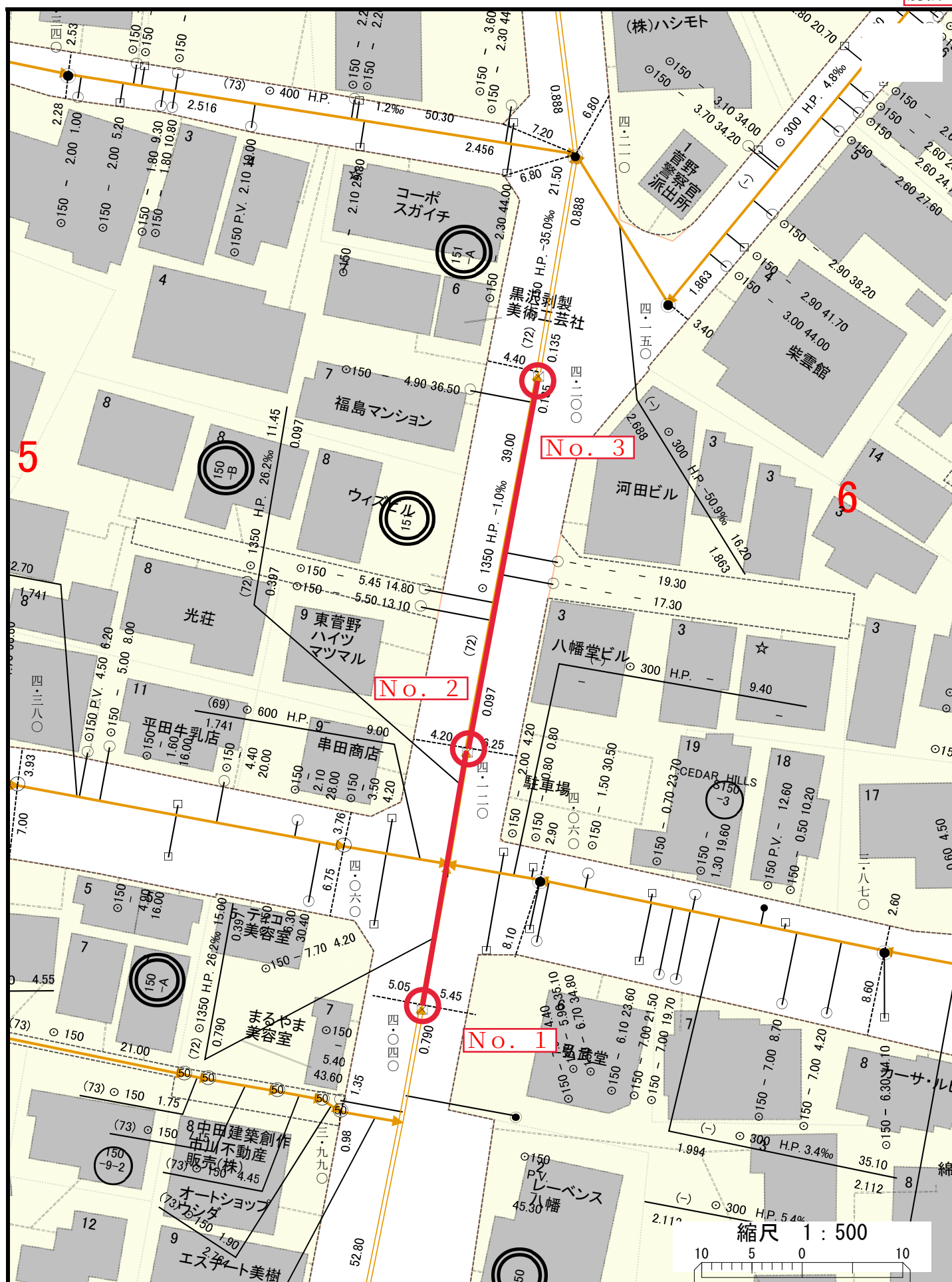


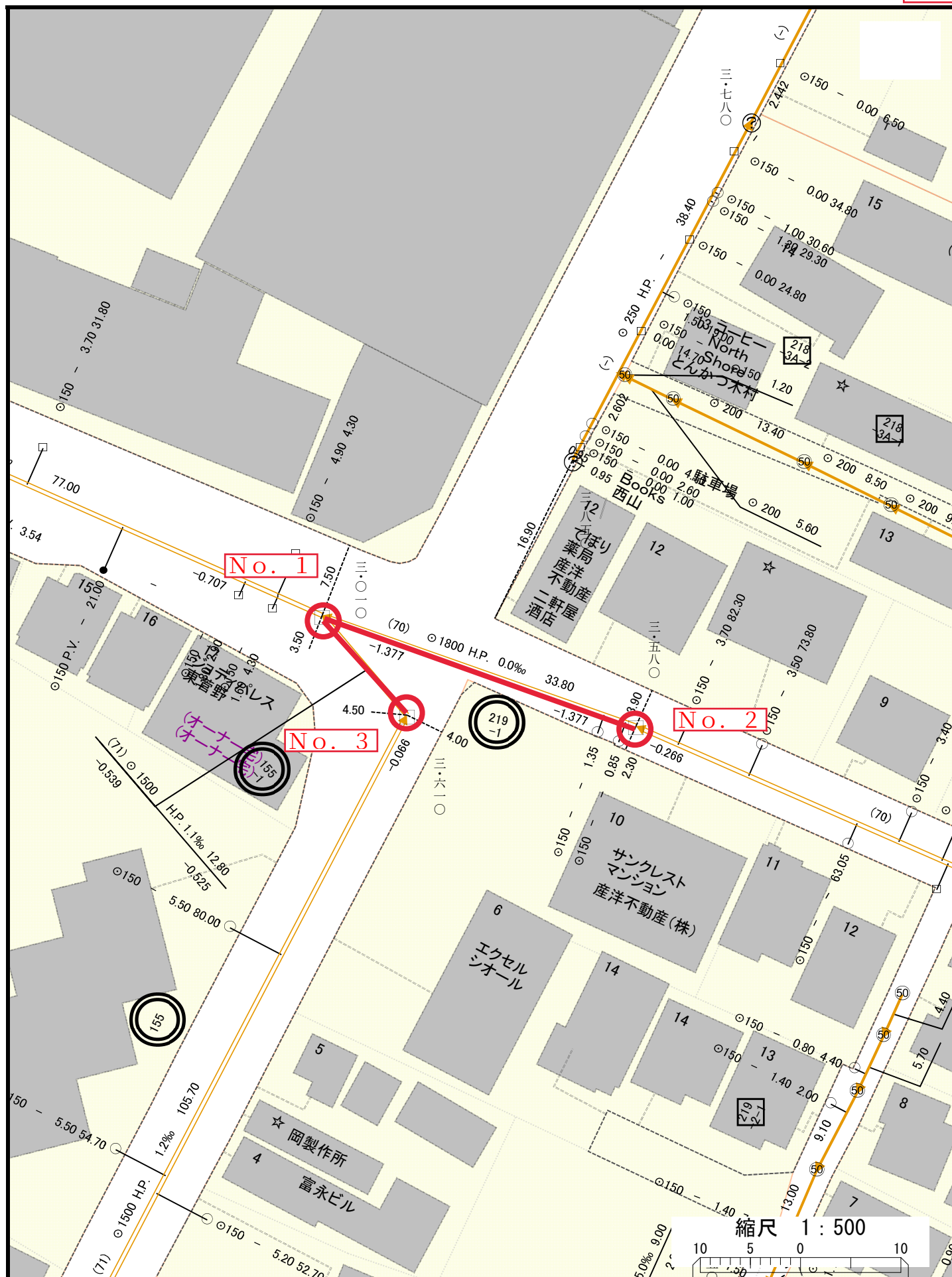
別紙3



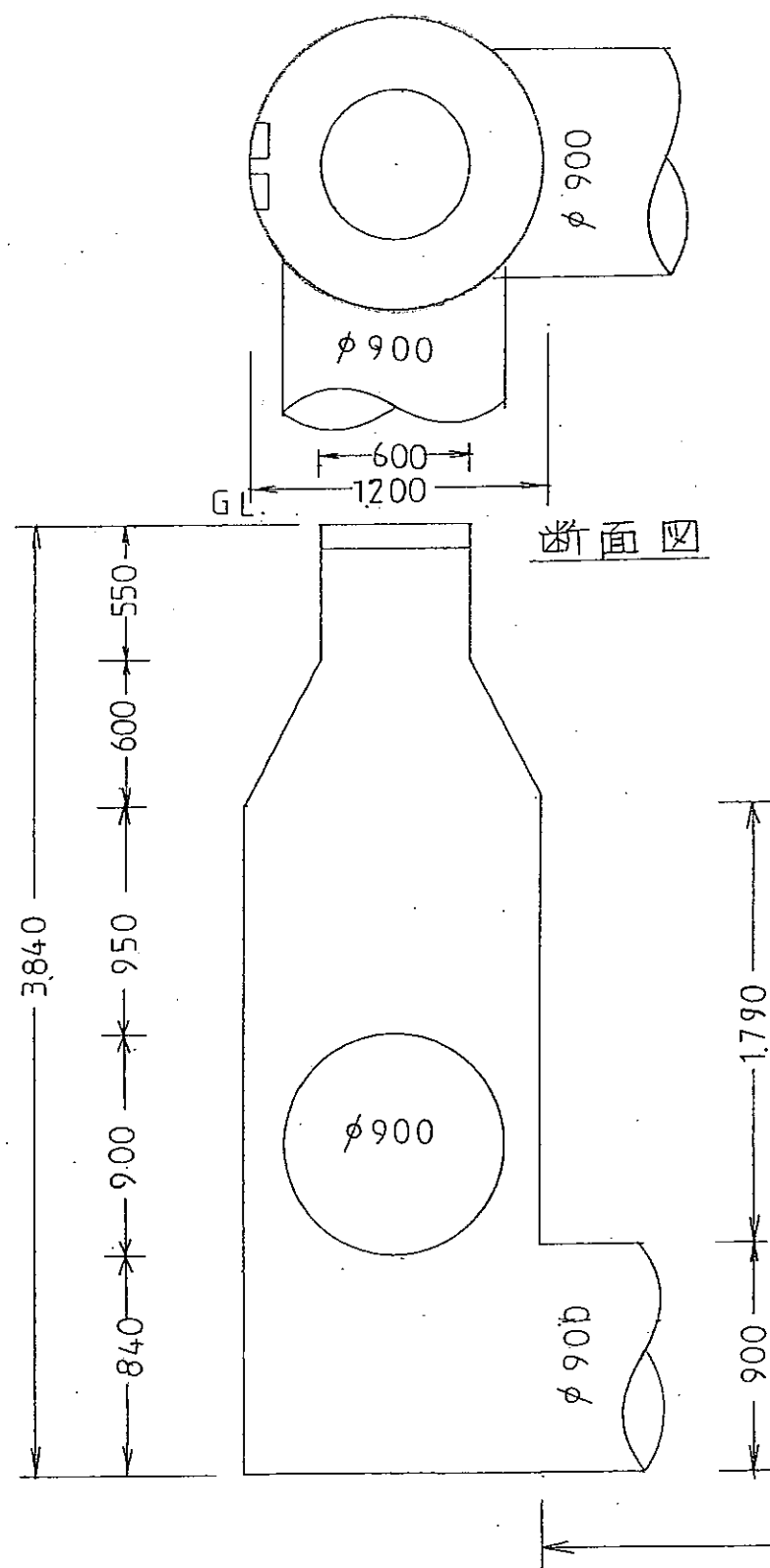
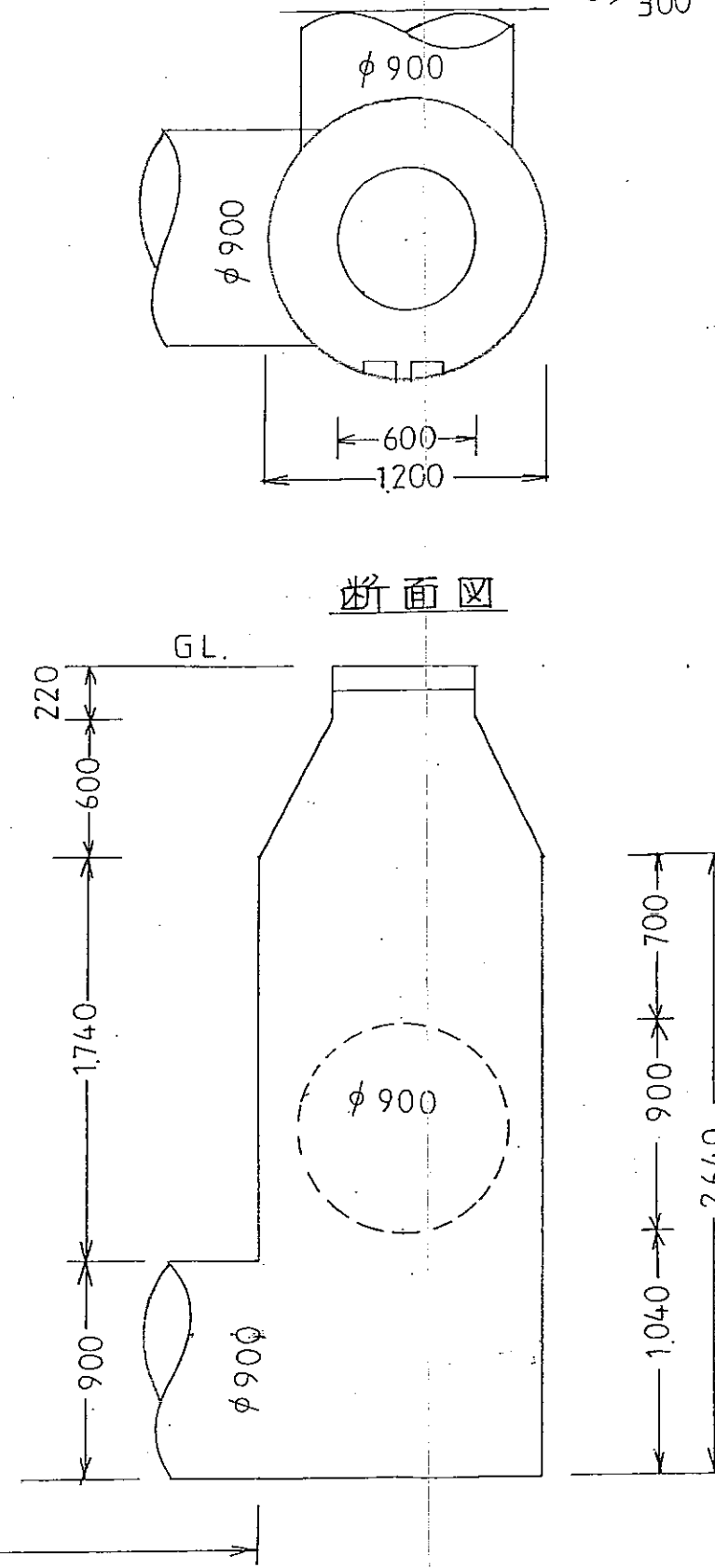
位置図 箇所番号 16-1, -2 : 東菅野1丁目6番地先【県道】

別紙3





6 真間3丁目5番地先

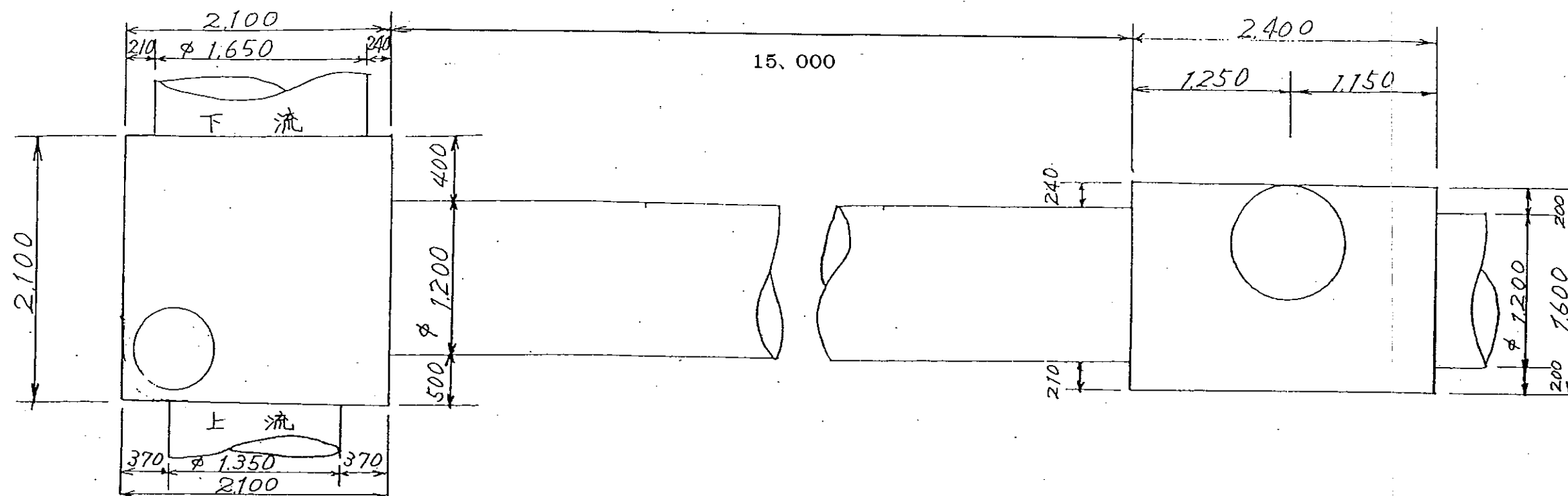
No.1 上流平面図 $s \frac{1}{300}$ No.2 下流平面図 $s \frac{1}{300}$ 

7500

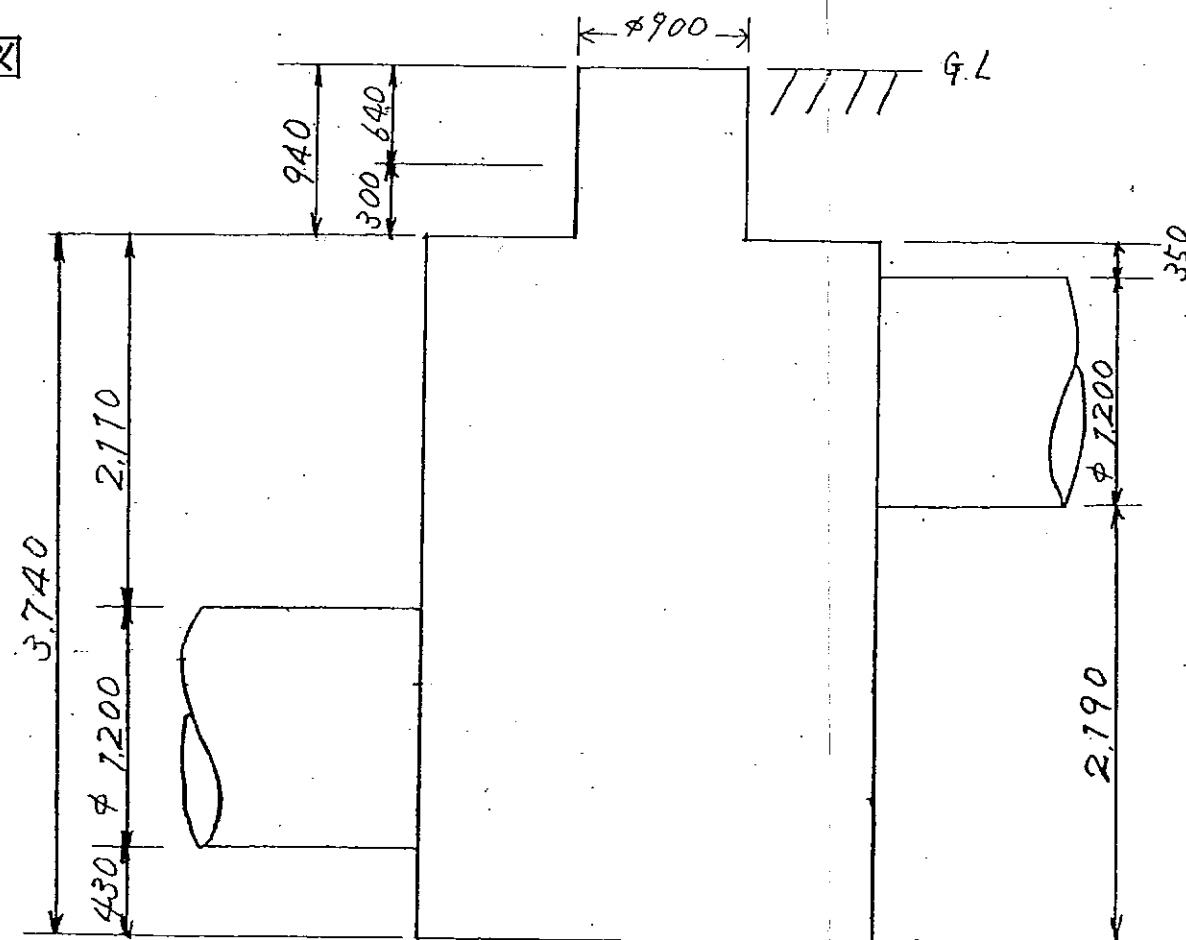
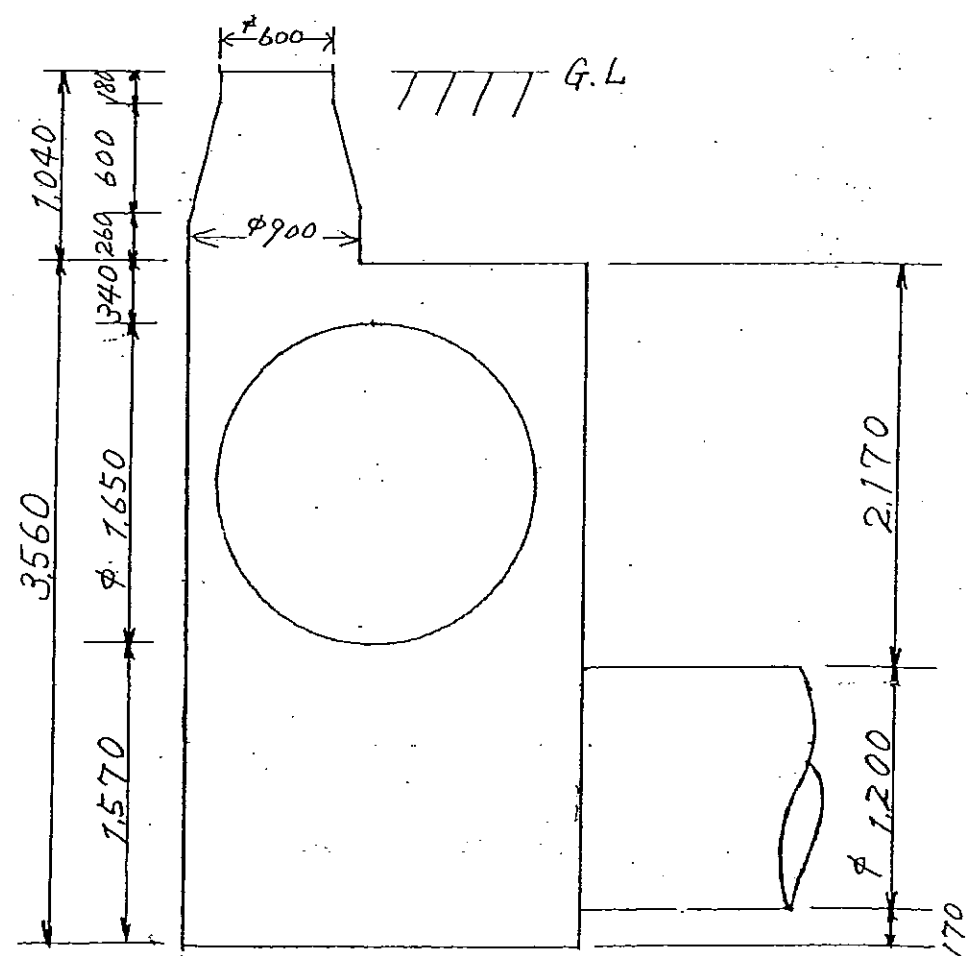
No.2

平面図

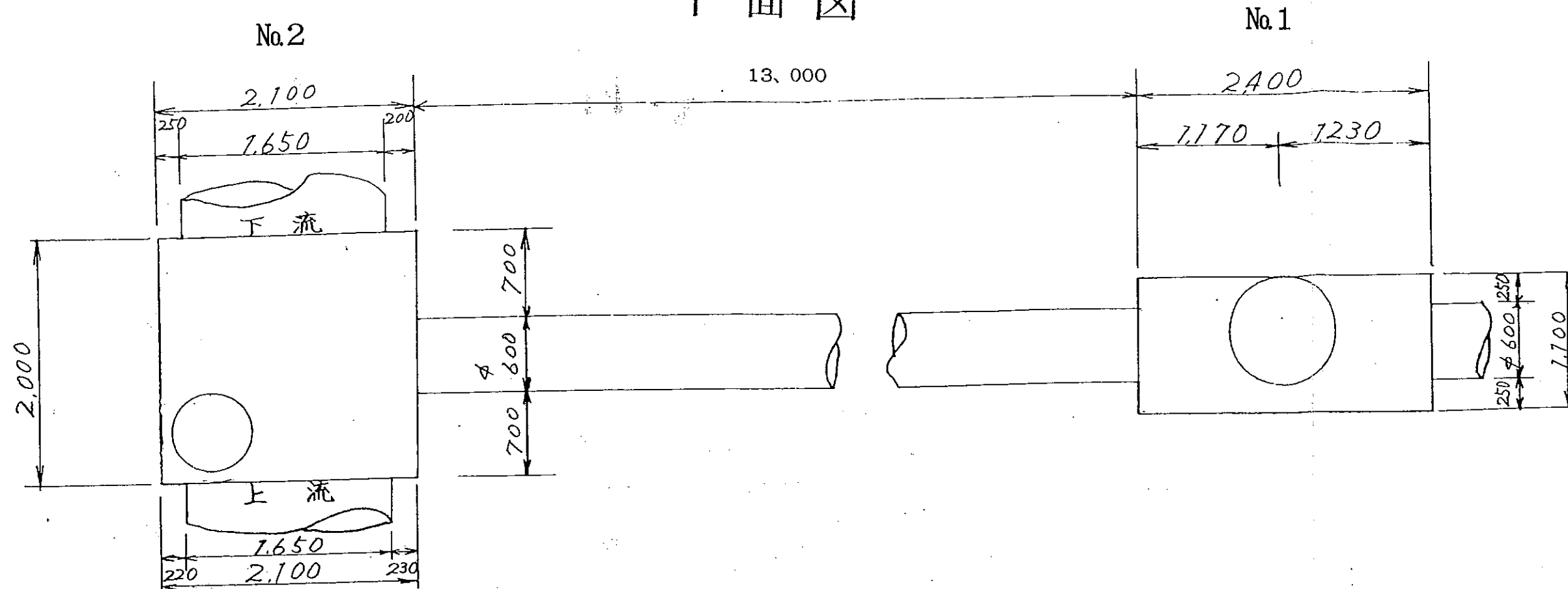
No.1



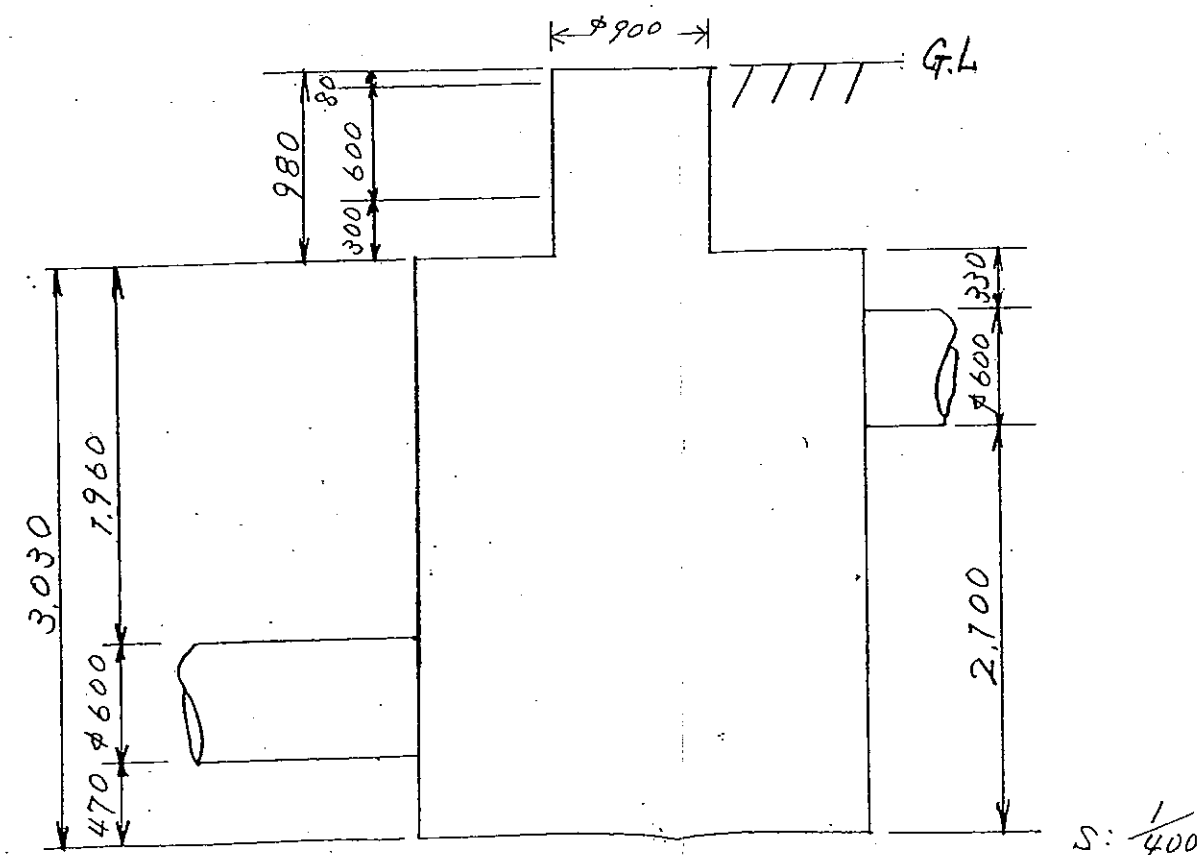
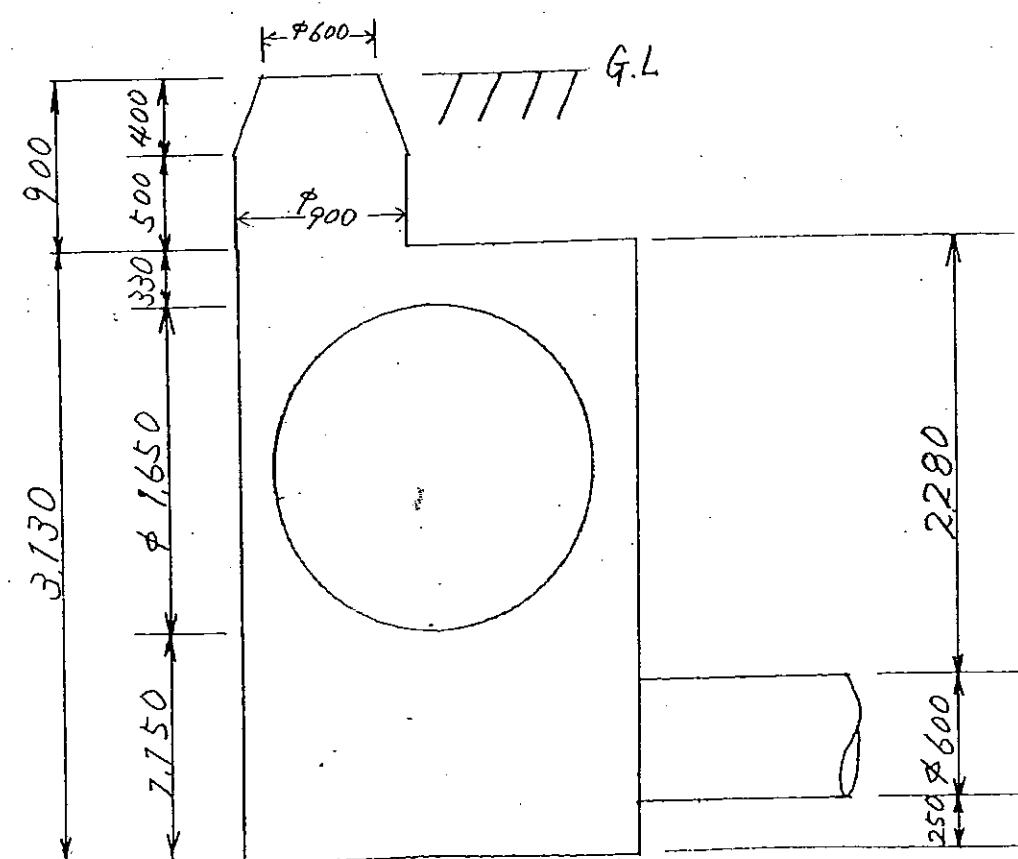
断面図



平面図



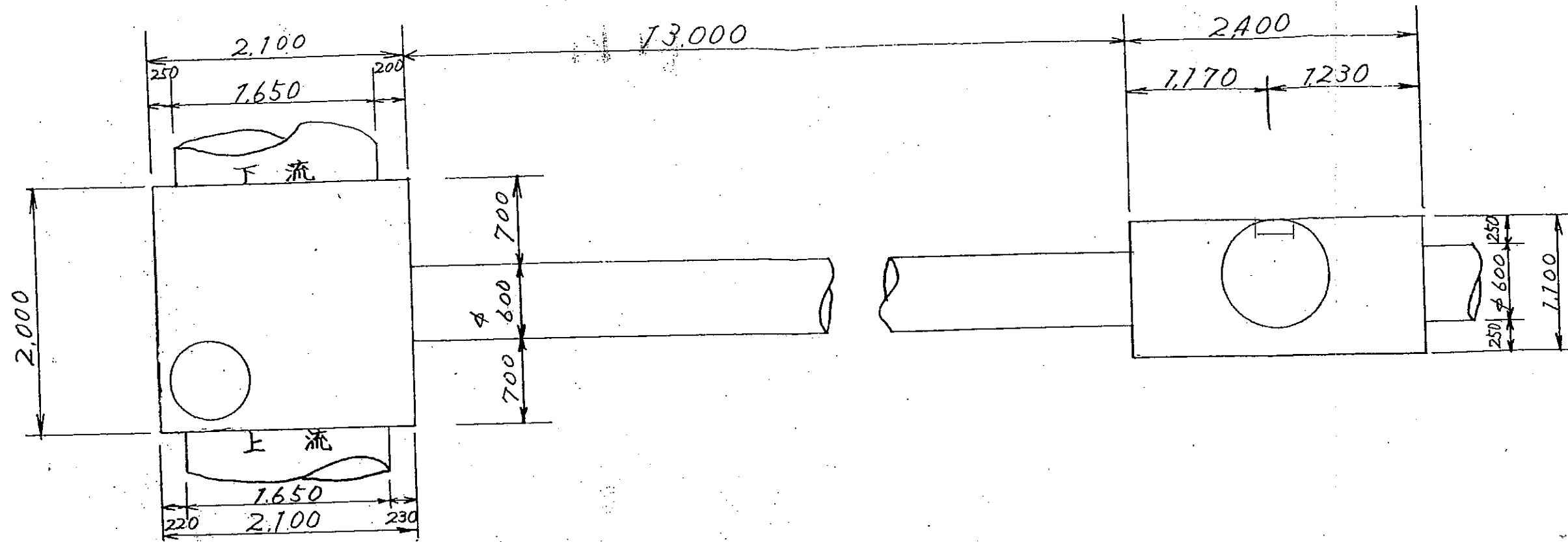
断面図



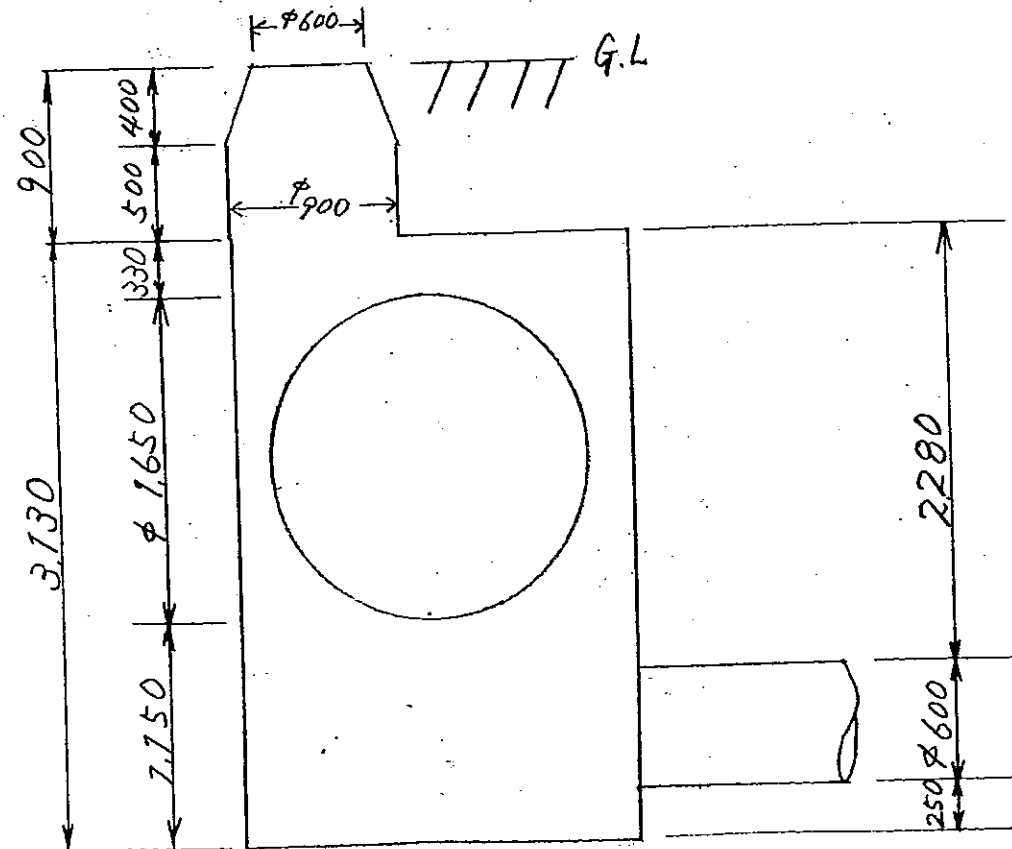
№ 2 下流

平面図

№ 1 上流

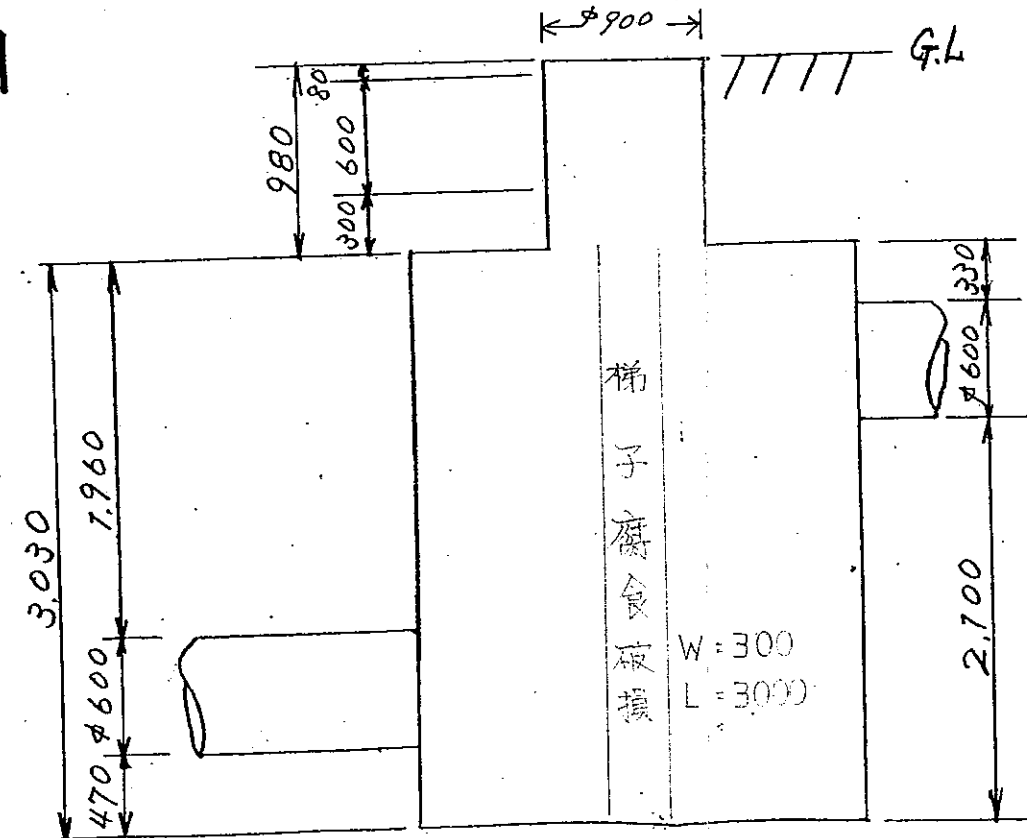


№ 2 人孔



横断図

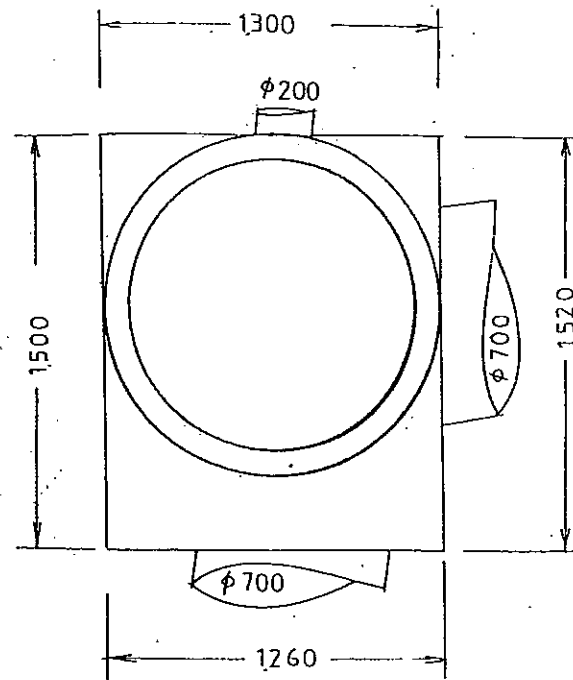
№ 1 人孔



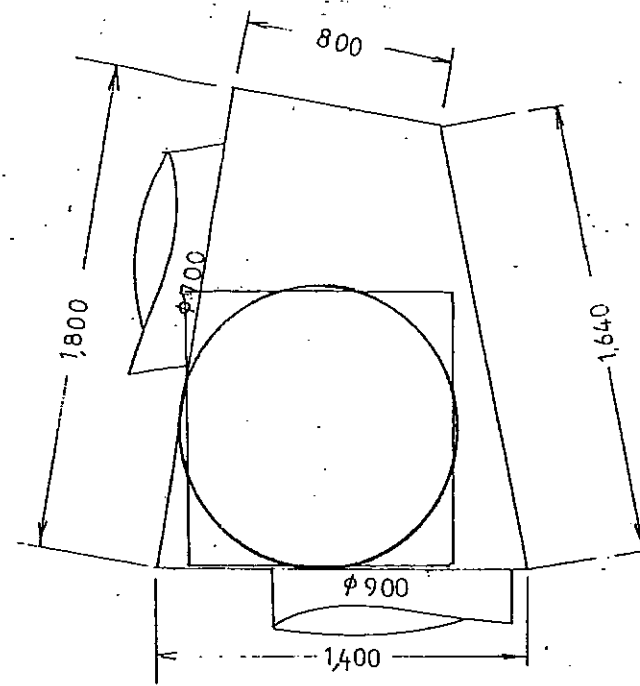
10-1
10-2

菅野 4 丁目 1 8 番地先

NO 1

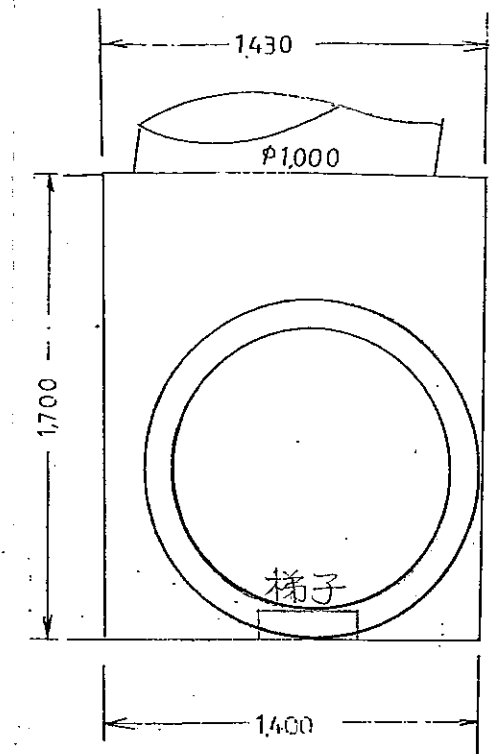


NO 2

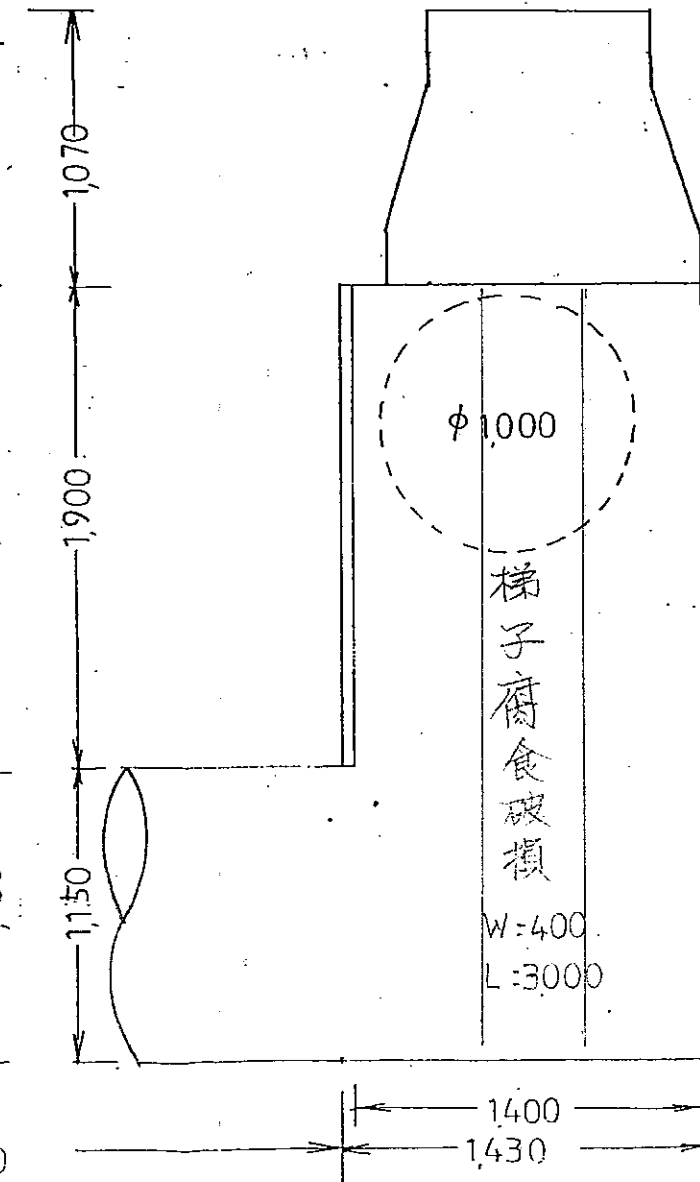
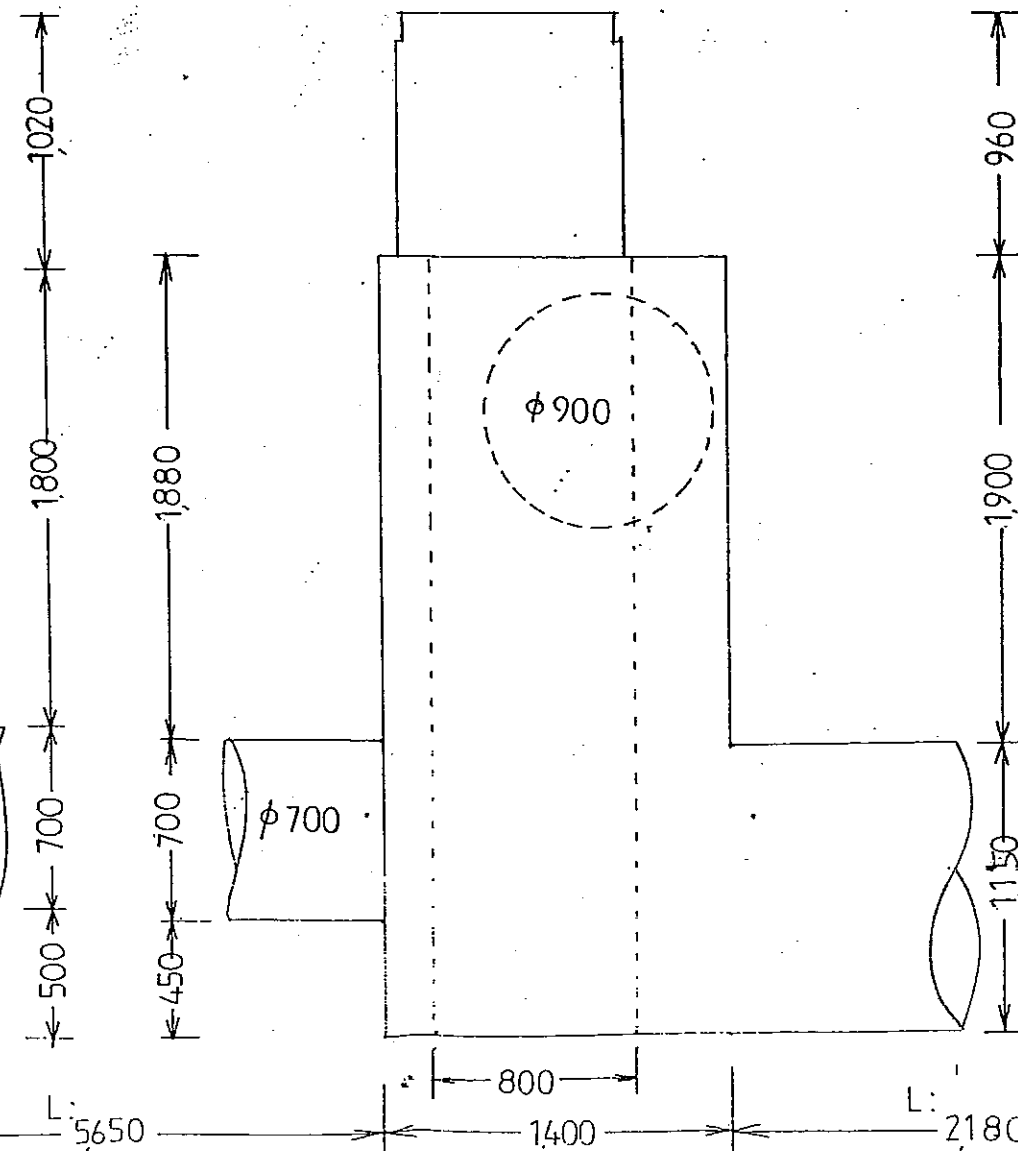
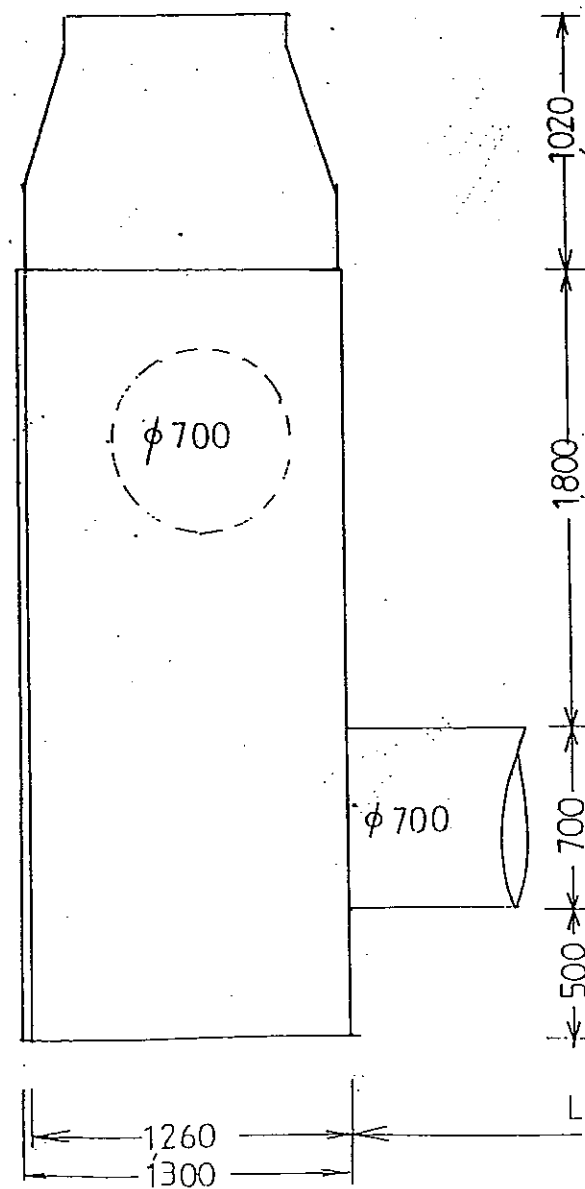


平面図

NO 3



横断図

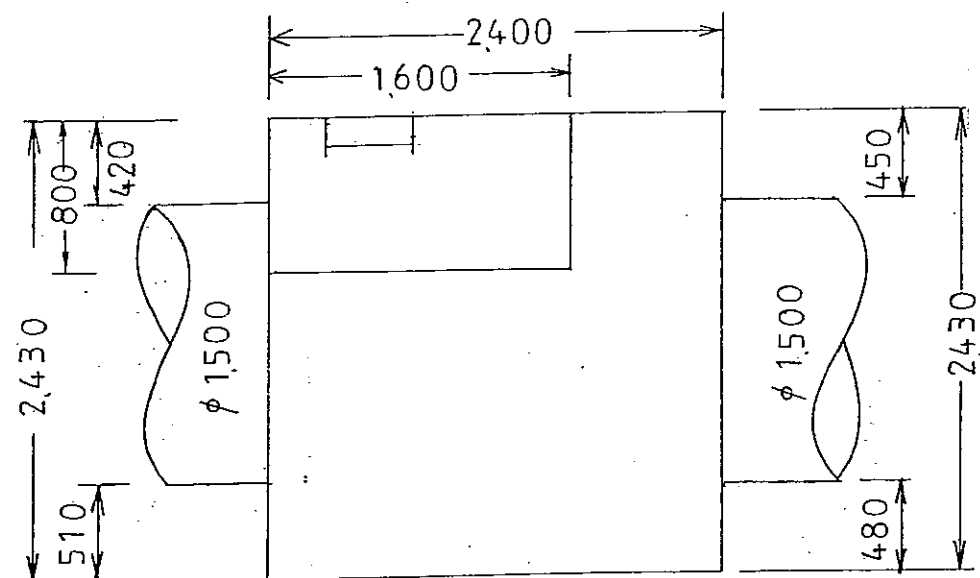


梯子腐食破損

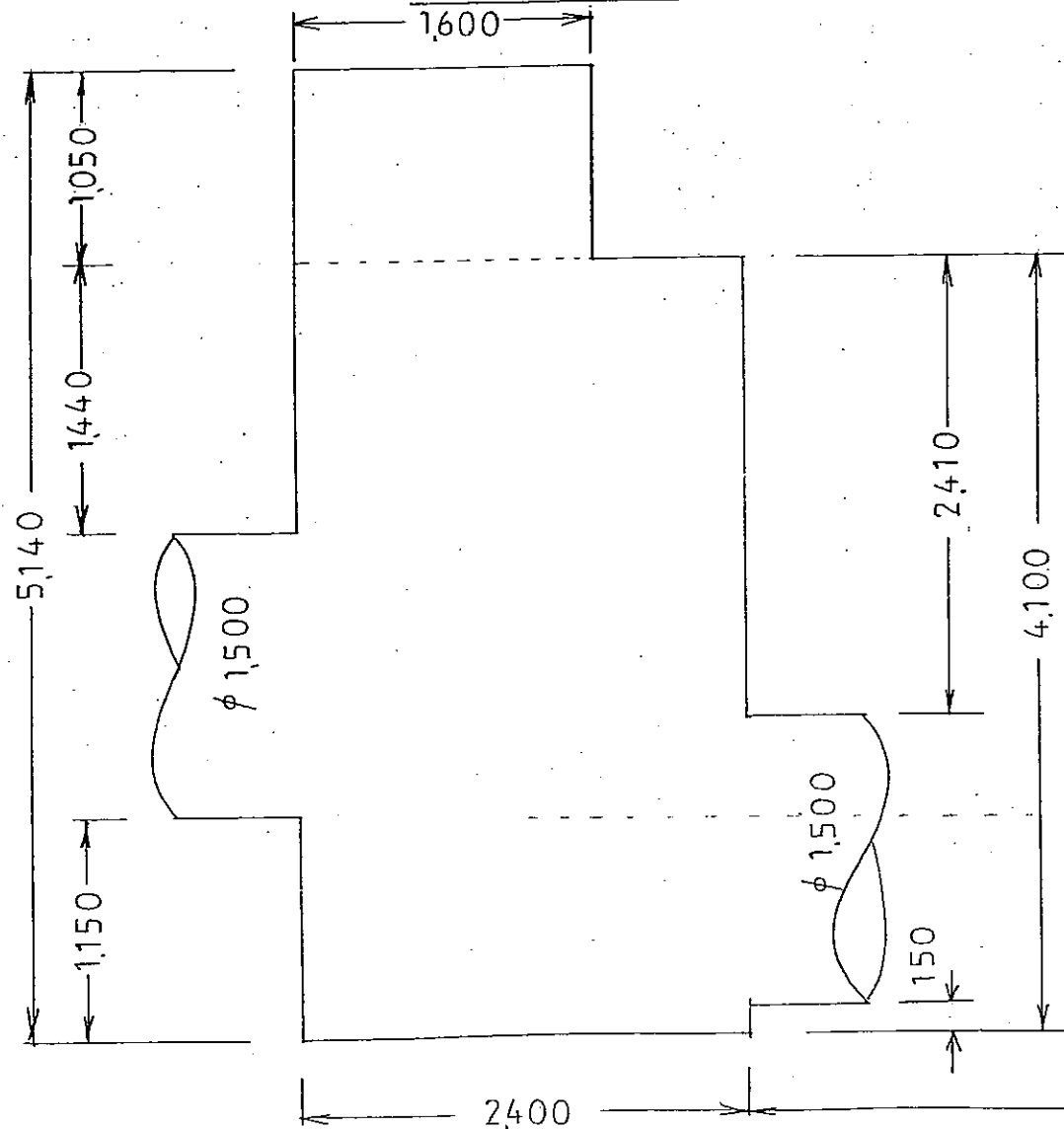
W:400
L:3000

S=floor

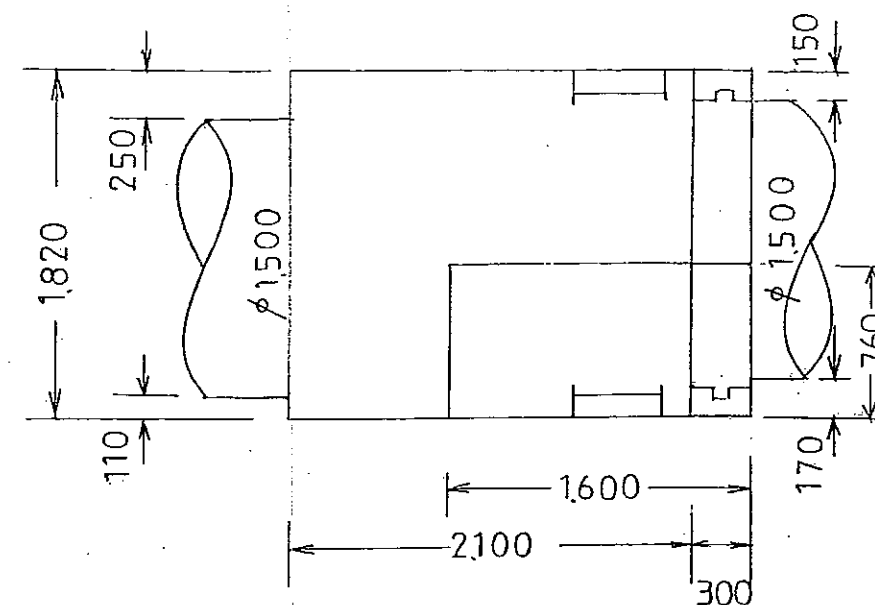
No.2 下流平面図 $s \frac{1}{400}$



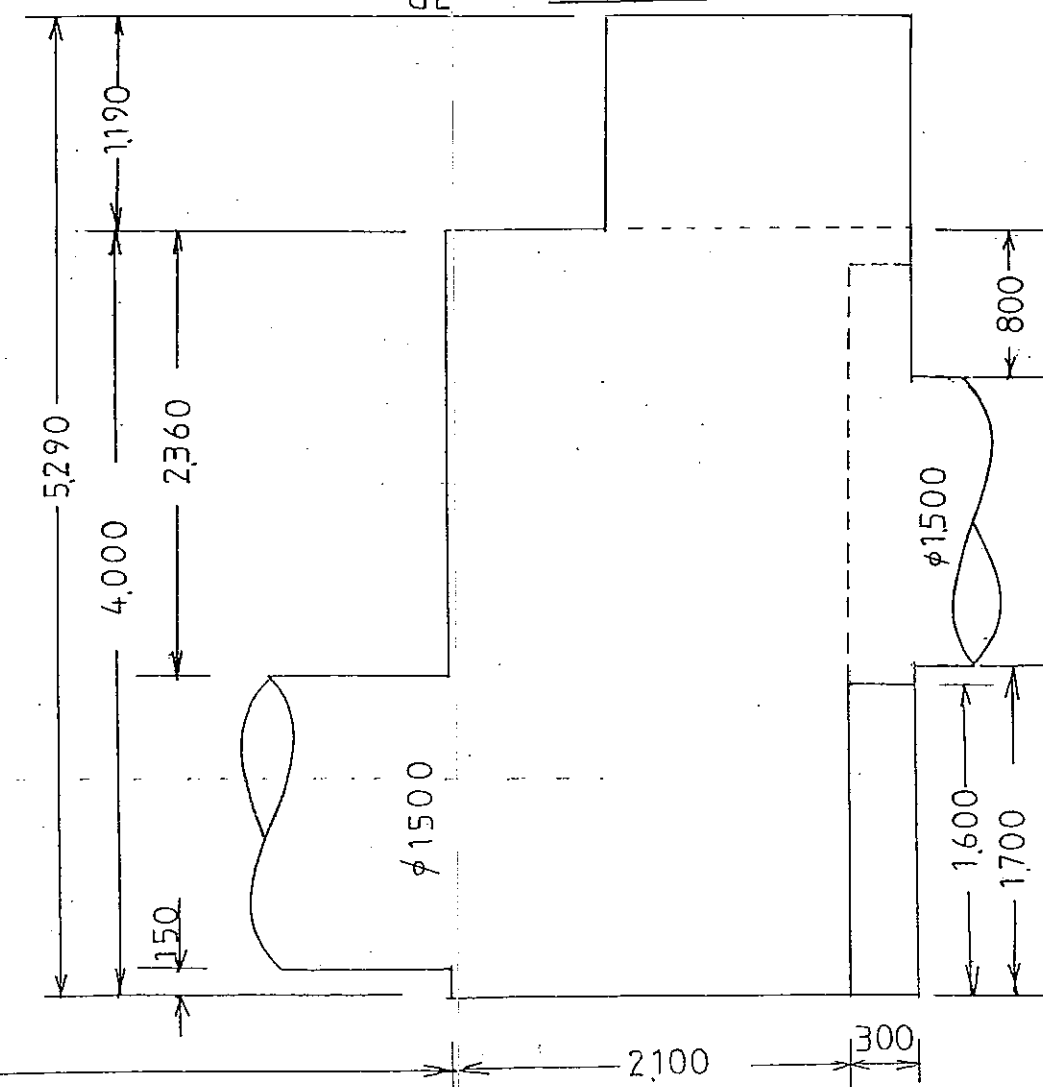
断面図



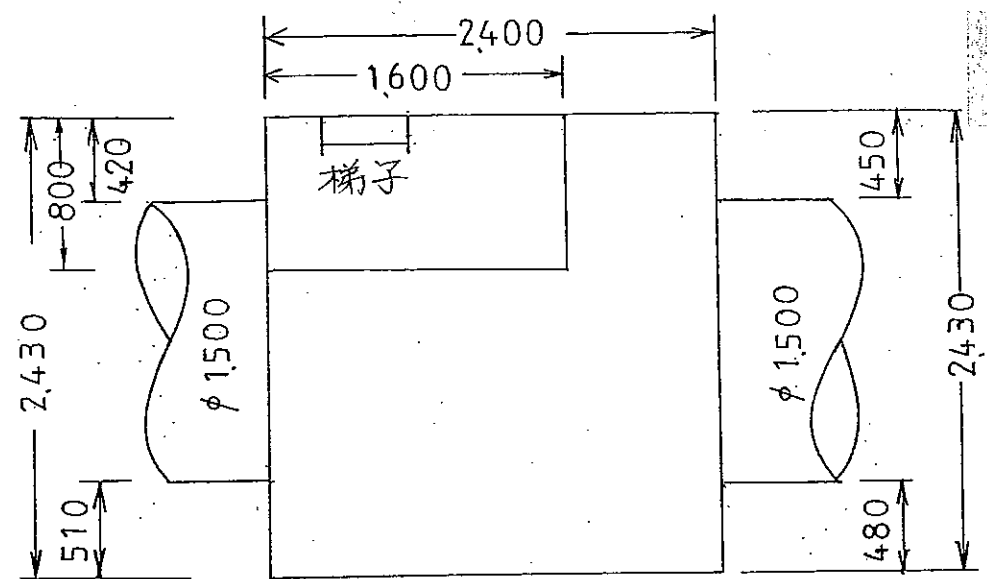
No.1 上流平面図 $s \frac{1}{400}$



断面図

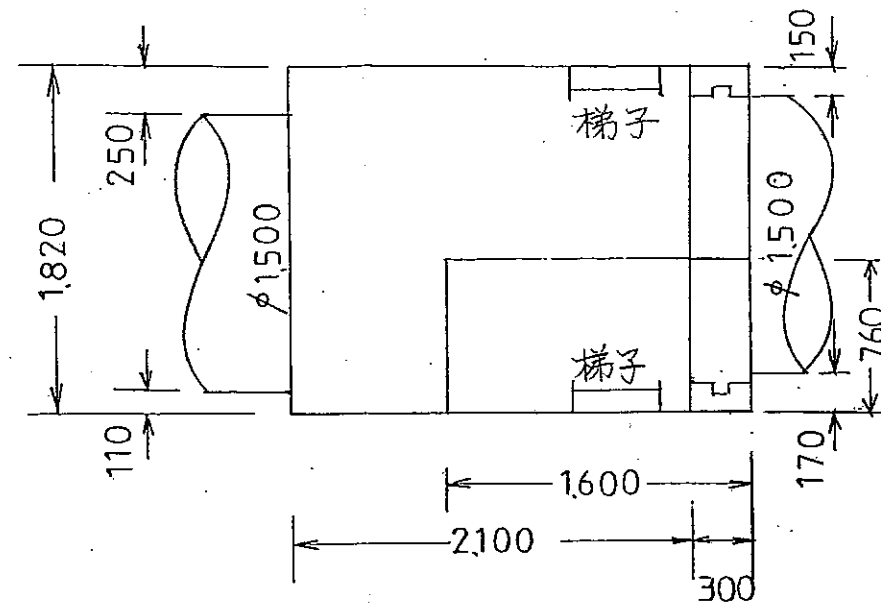


№ 2 下流平面图

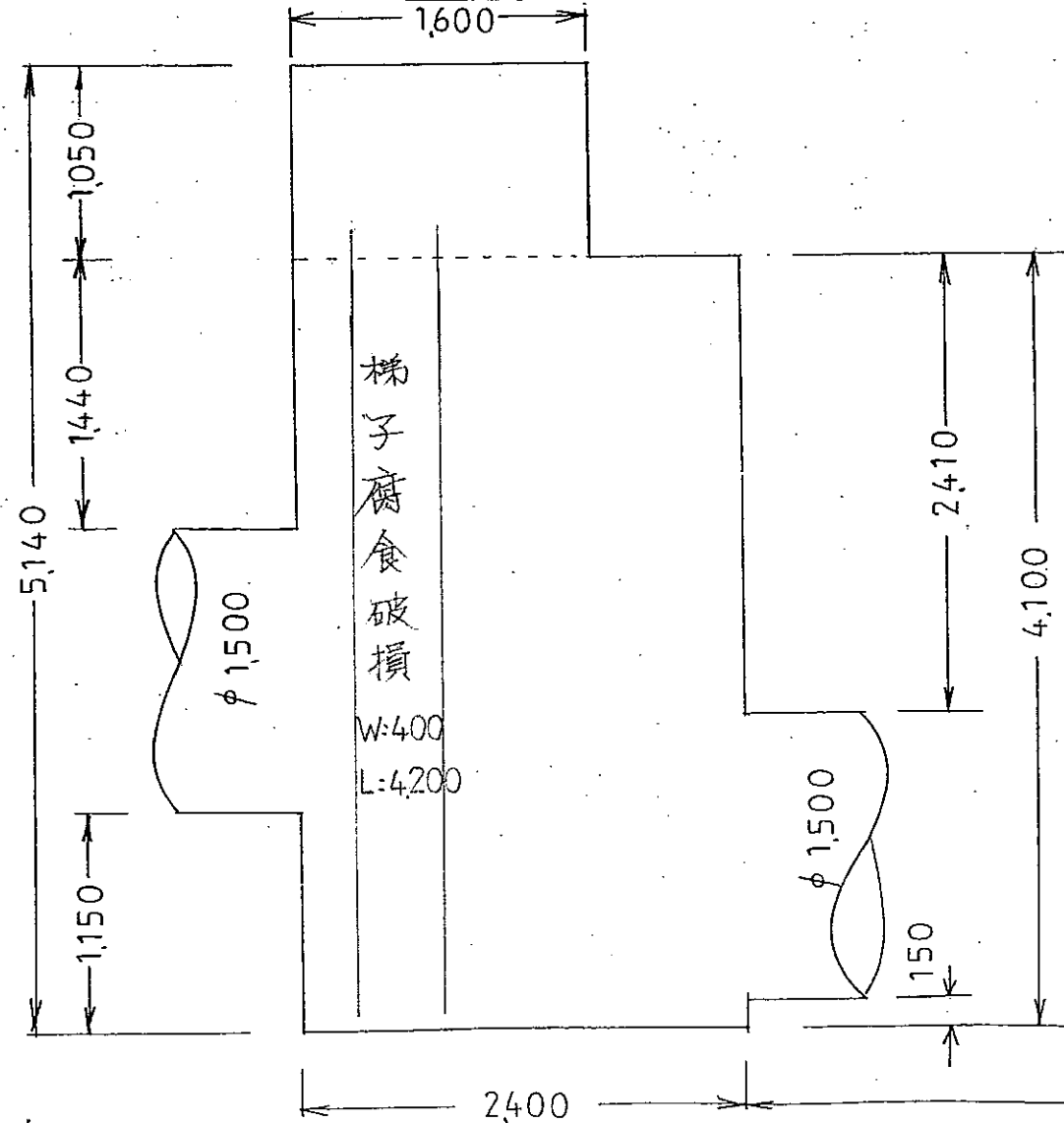


1.1 東菅野3丁目1番31地先
(市川柏線交差点横断)

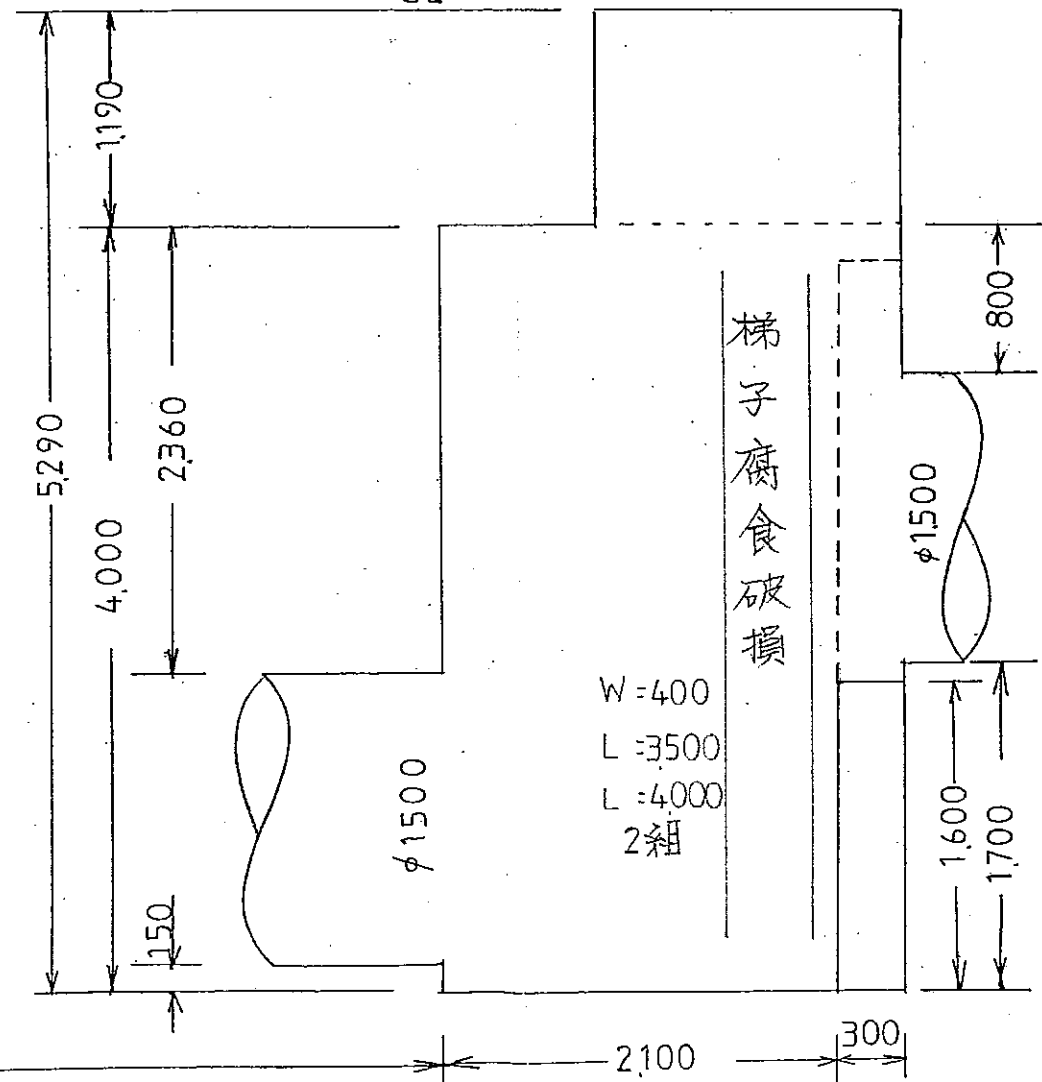
№ 1 上流平面图



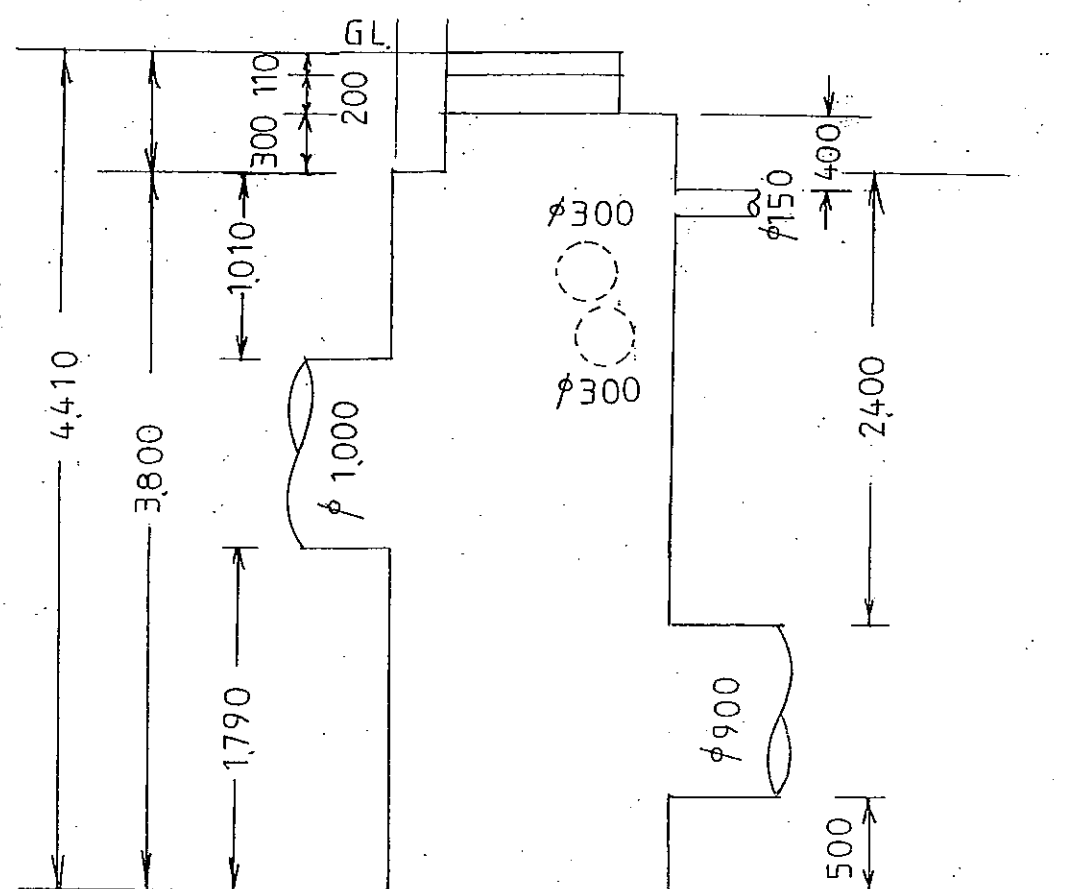
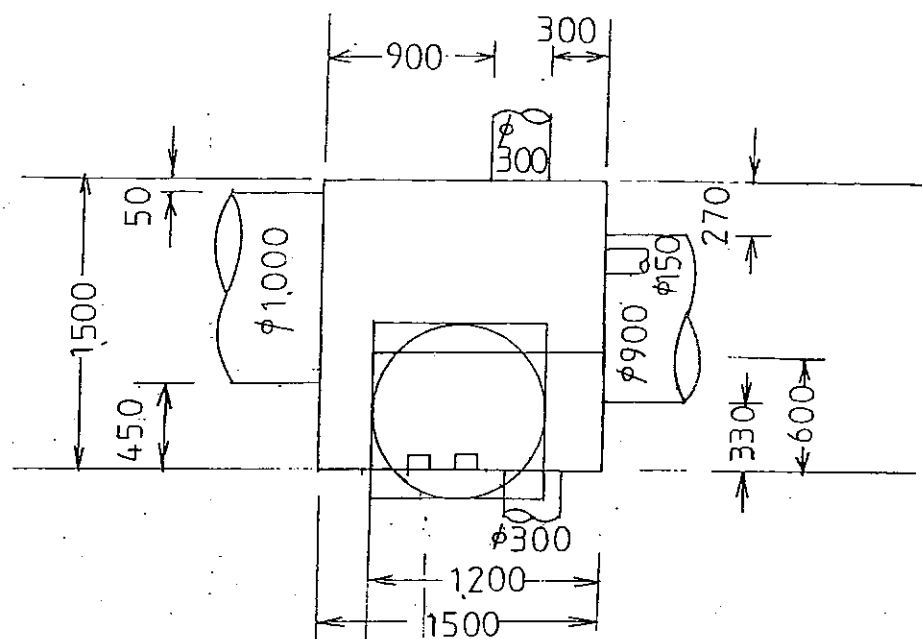
断面図



GL 断面図

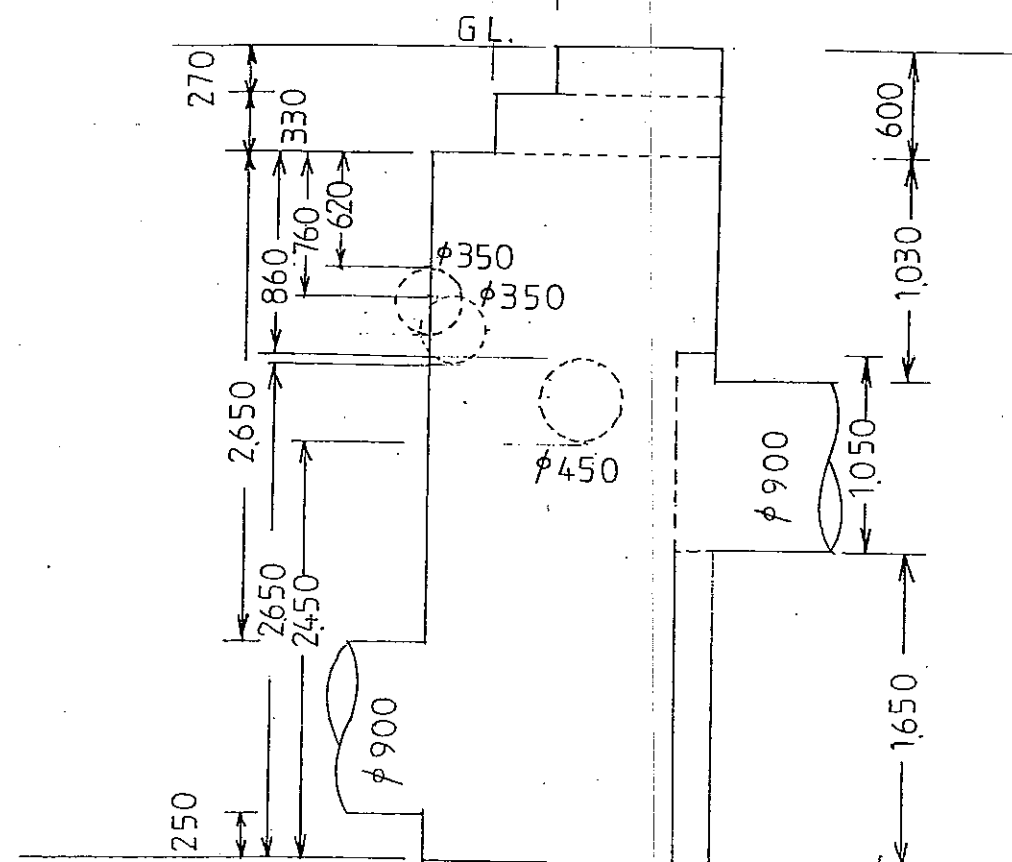
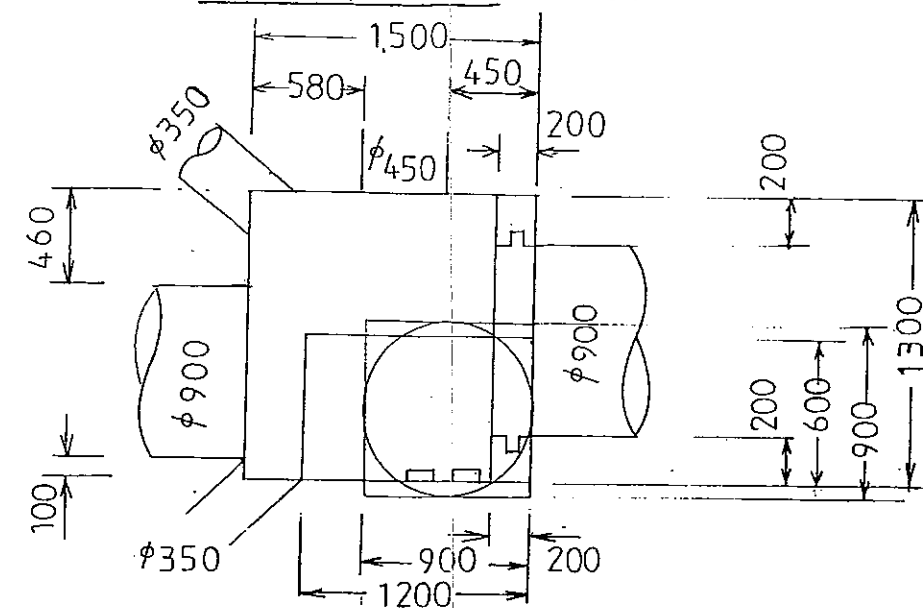


No.2 下流平面図 $s \frac{1}{400}$

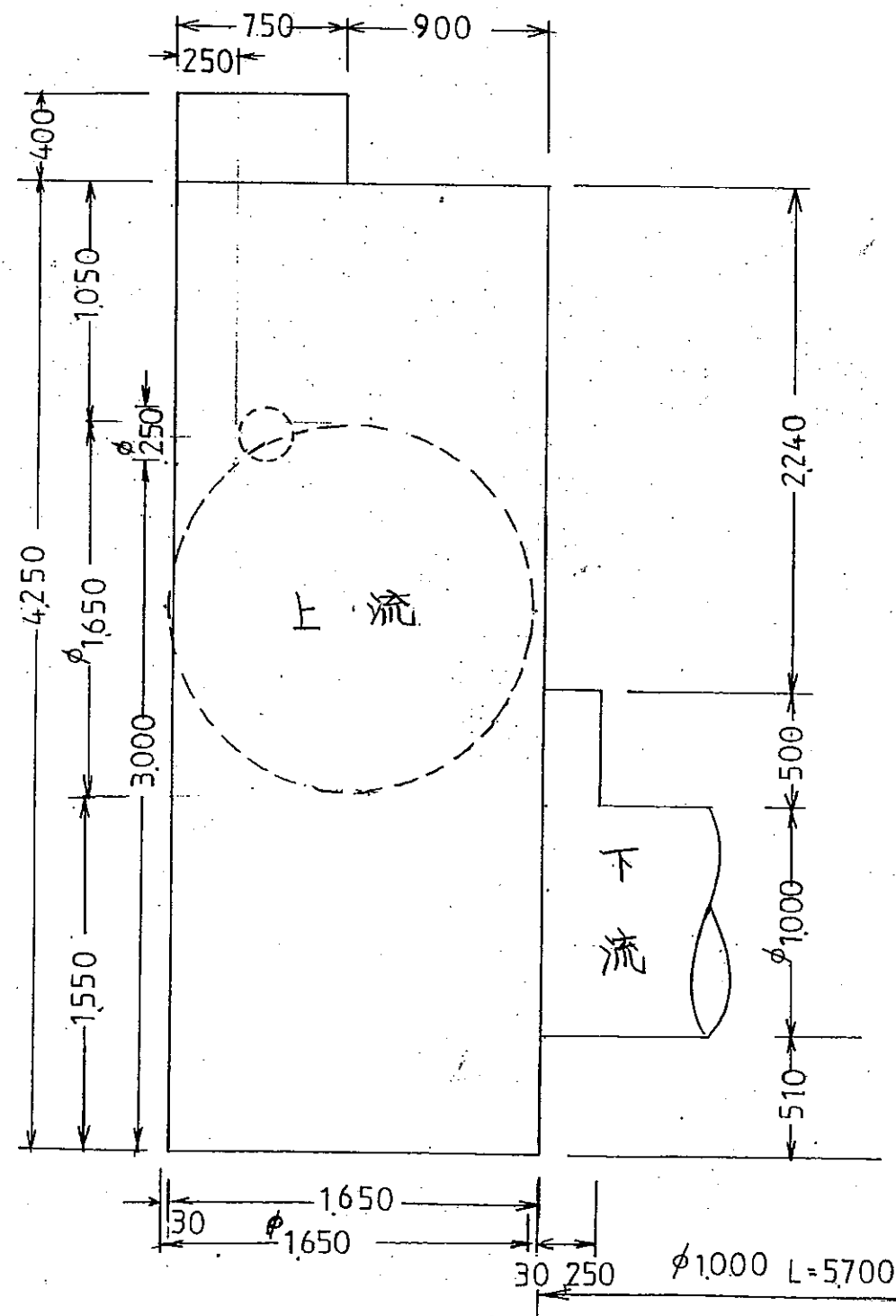
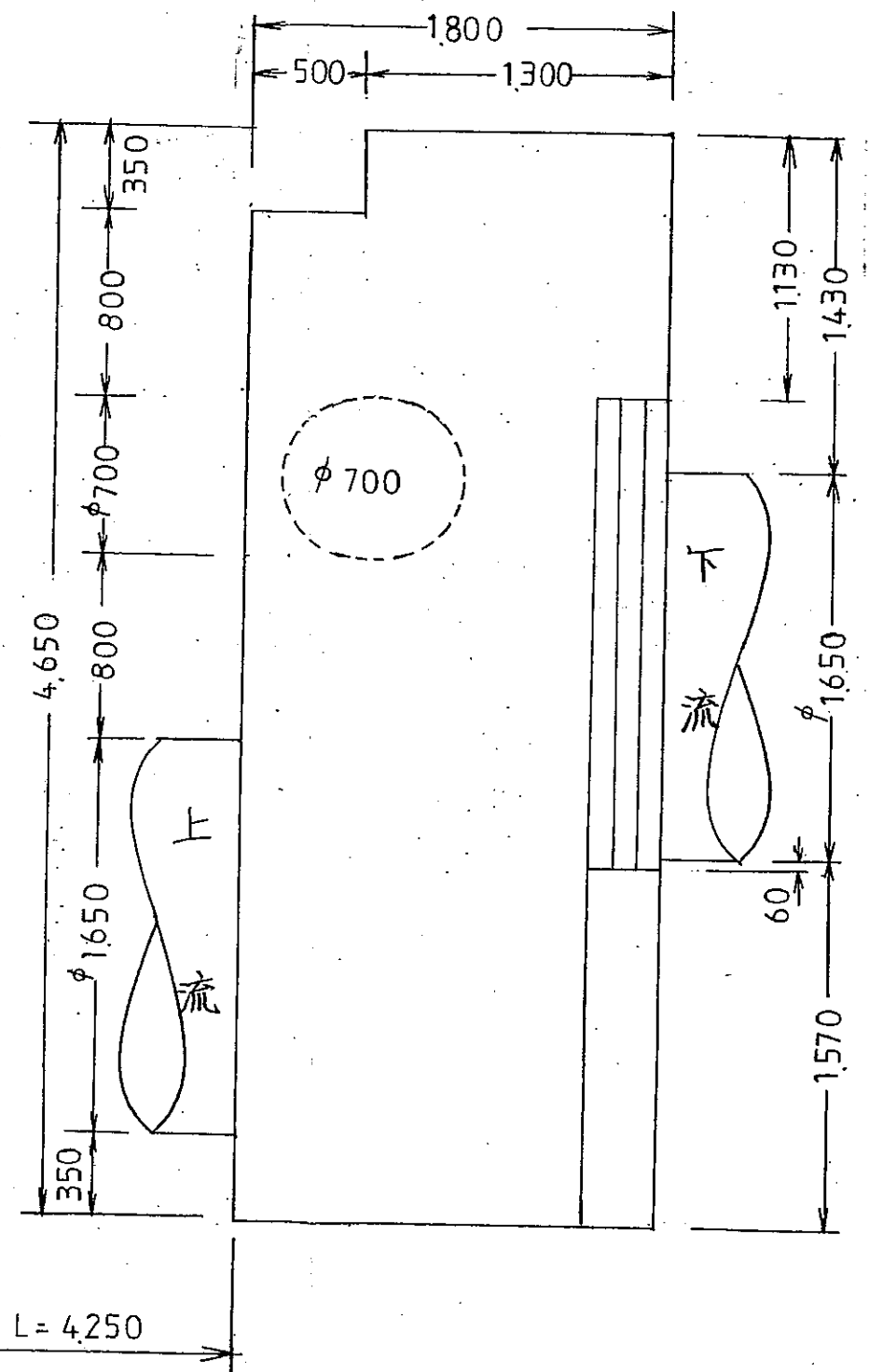


断面図 $s \frac{1}{400}$

No.1 上流平面図 $s \frac{1}{400}$

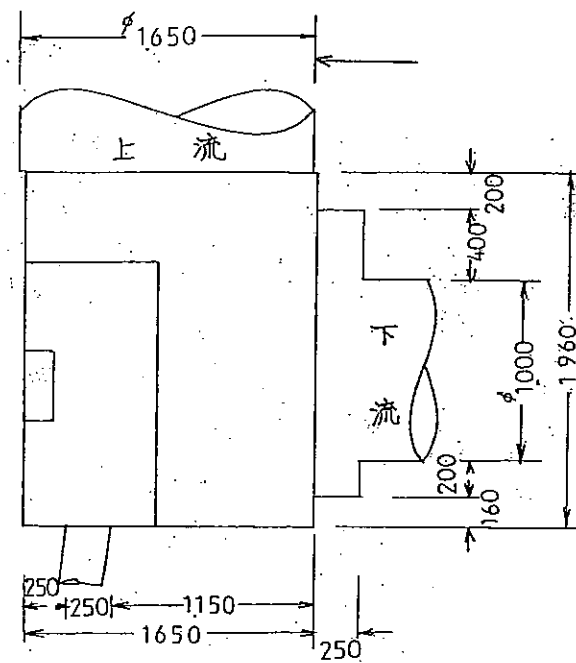


断面図 $s \frac{1}{400}$

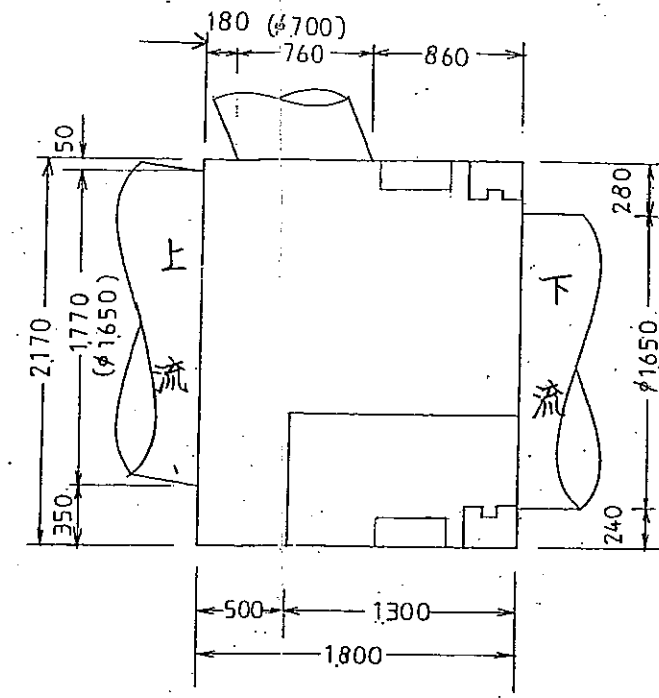
N0.1 断面図 $s \frac{1}{300}$ N0.2 断面図 $s \frac{1}{300}$ 

平面図

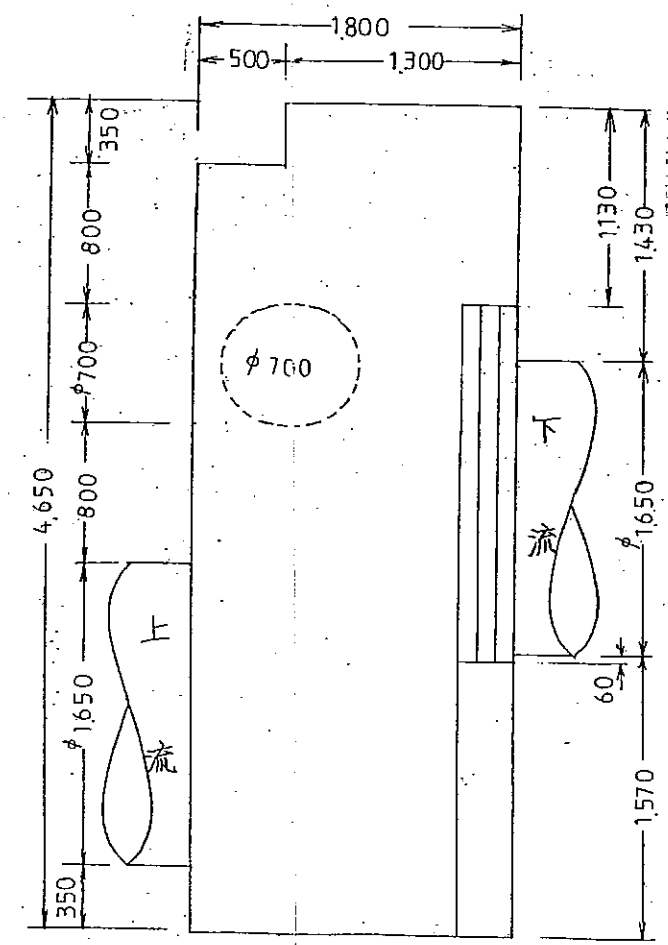
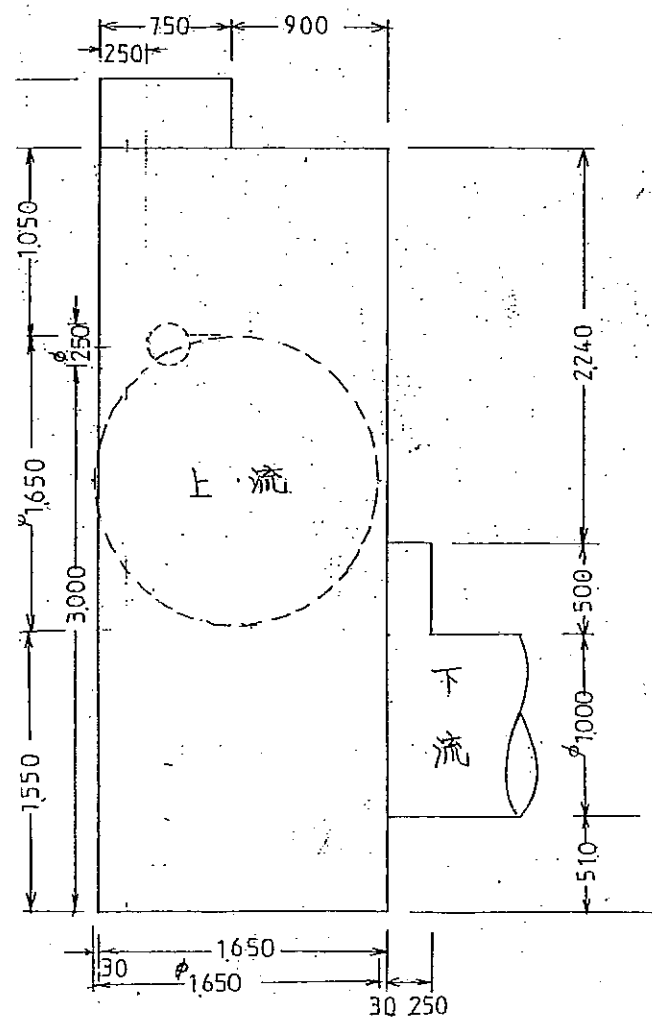
No.1



No.2



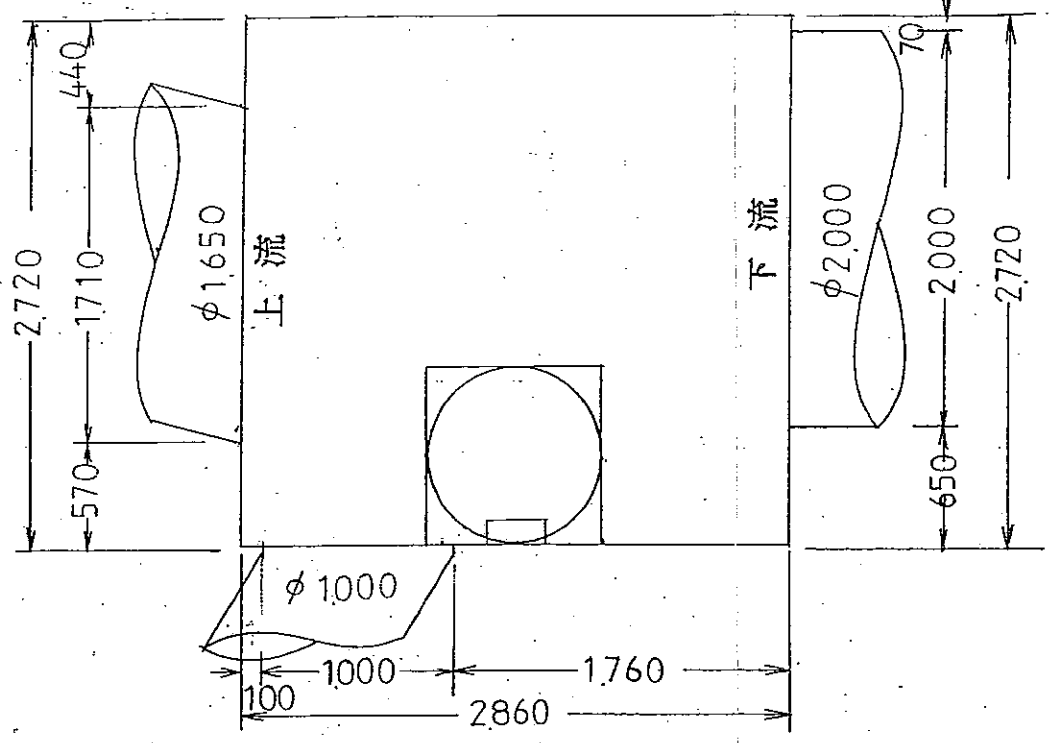
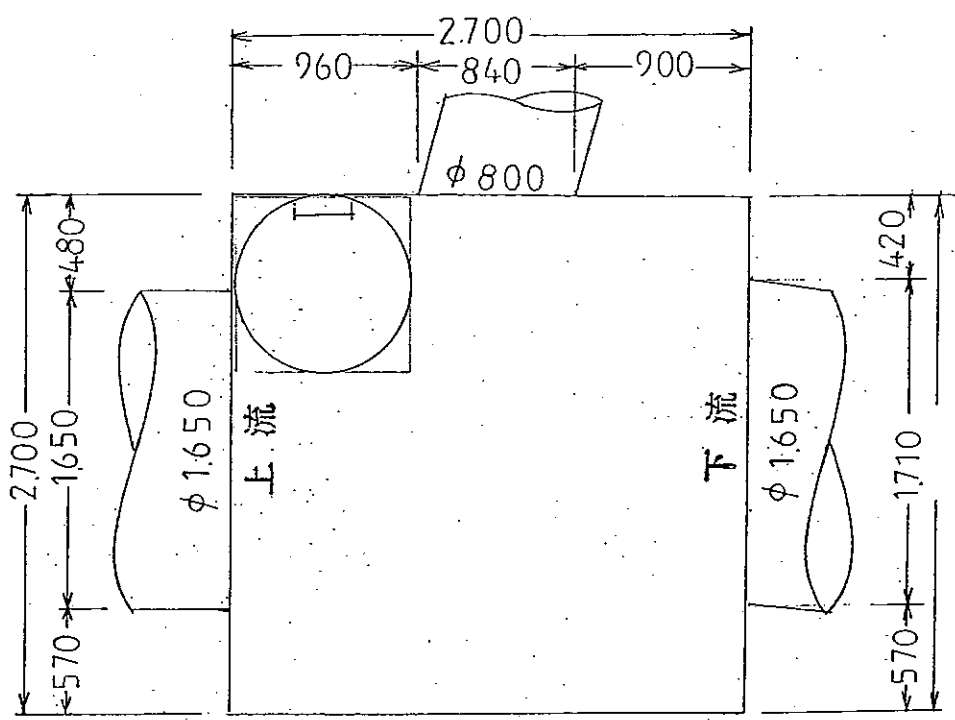
断面図



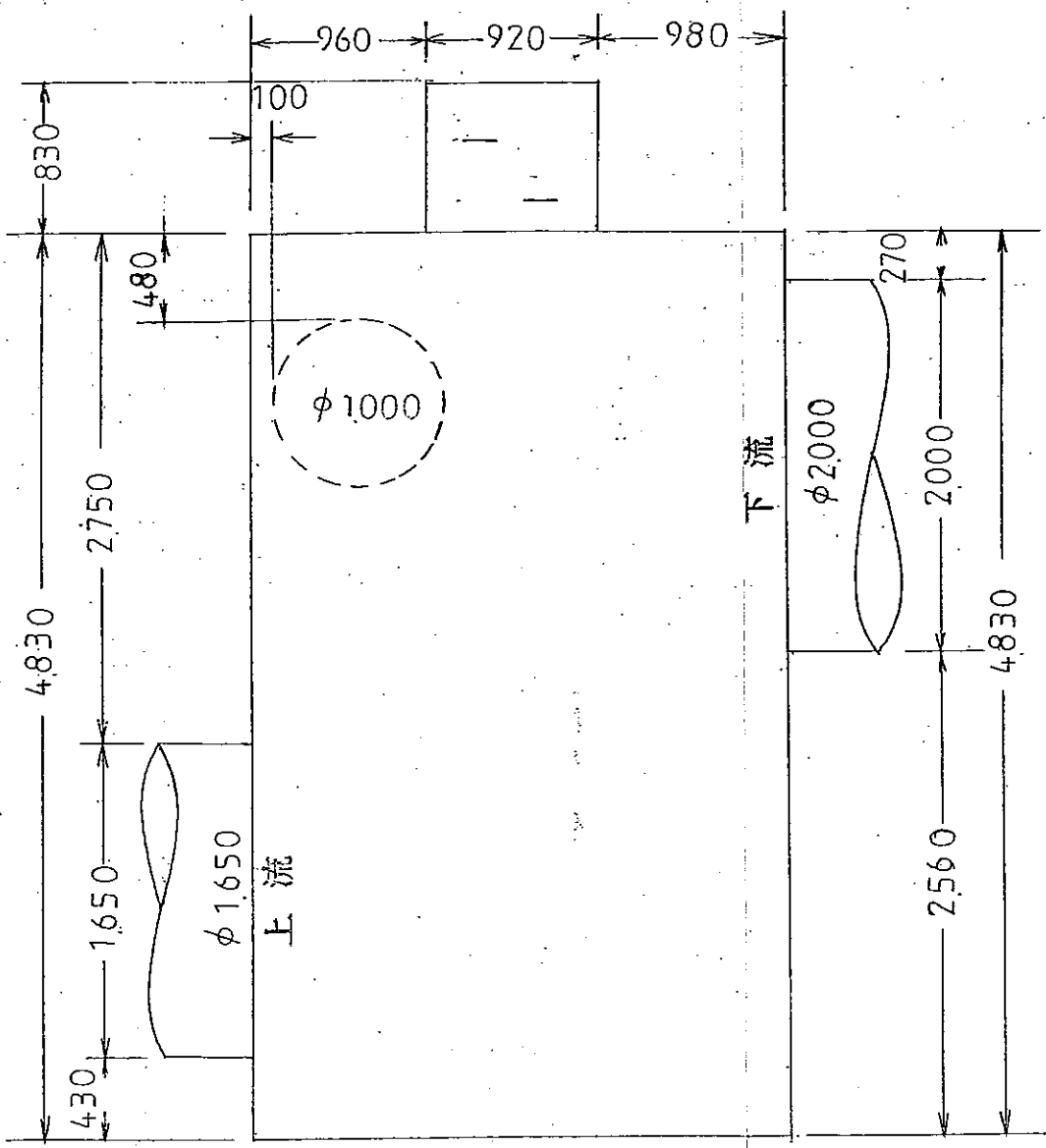
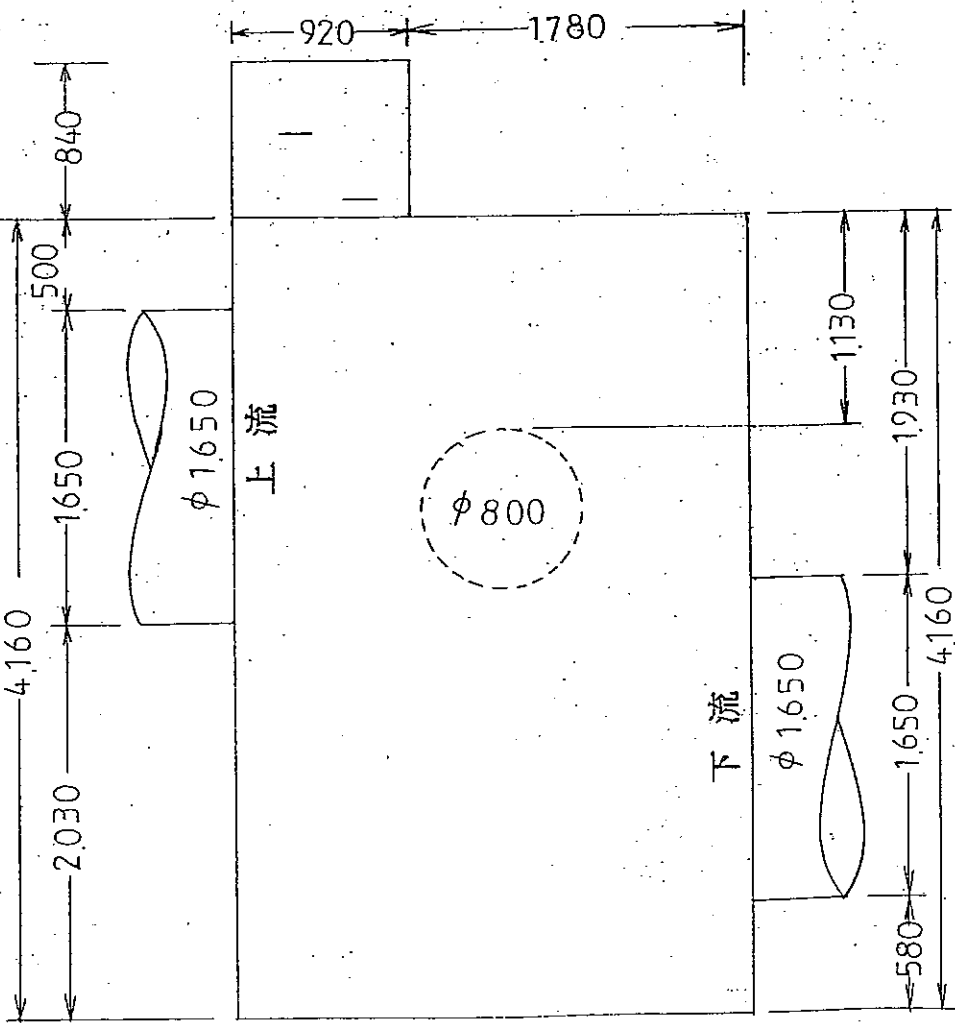
No.2

平面図

No.1



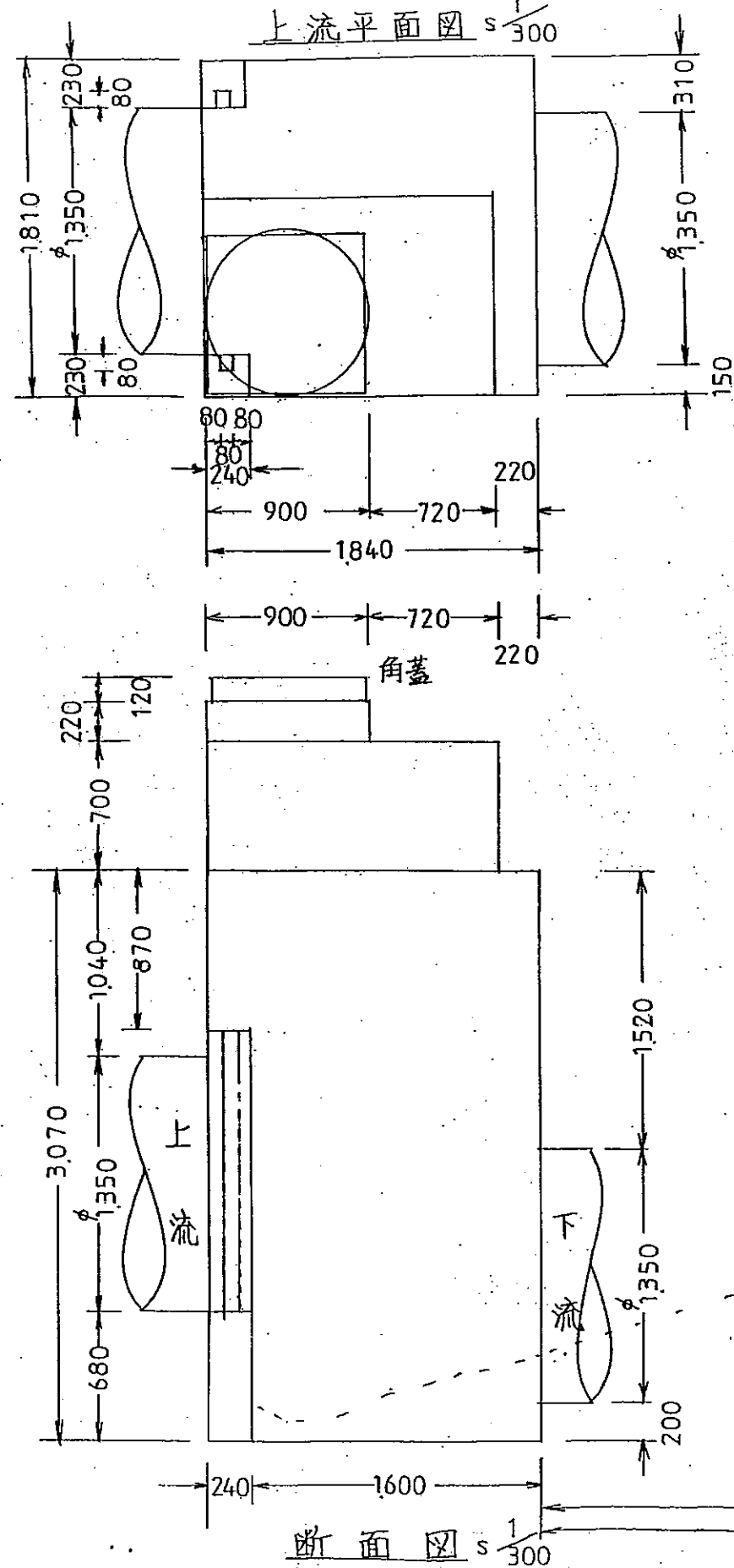
断面図



L:24.900

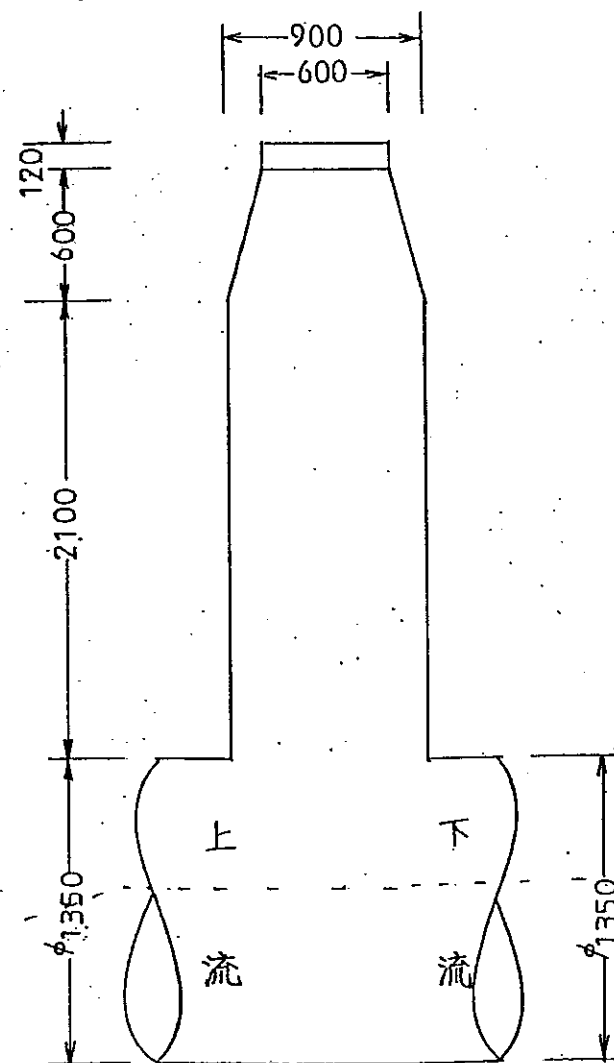
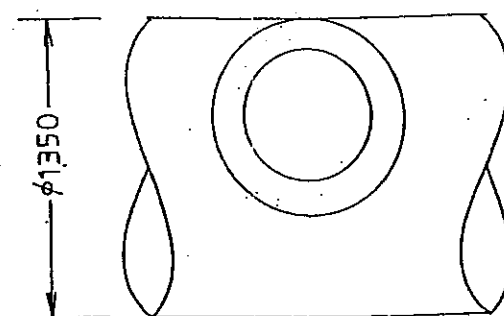
№ 1

上流平面图 $s \frac{1}{300}$



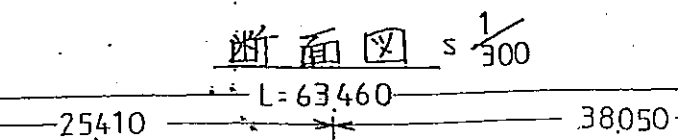
№ 2

平面图 $s \frac{1}{300}$



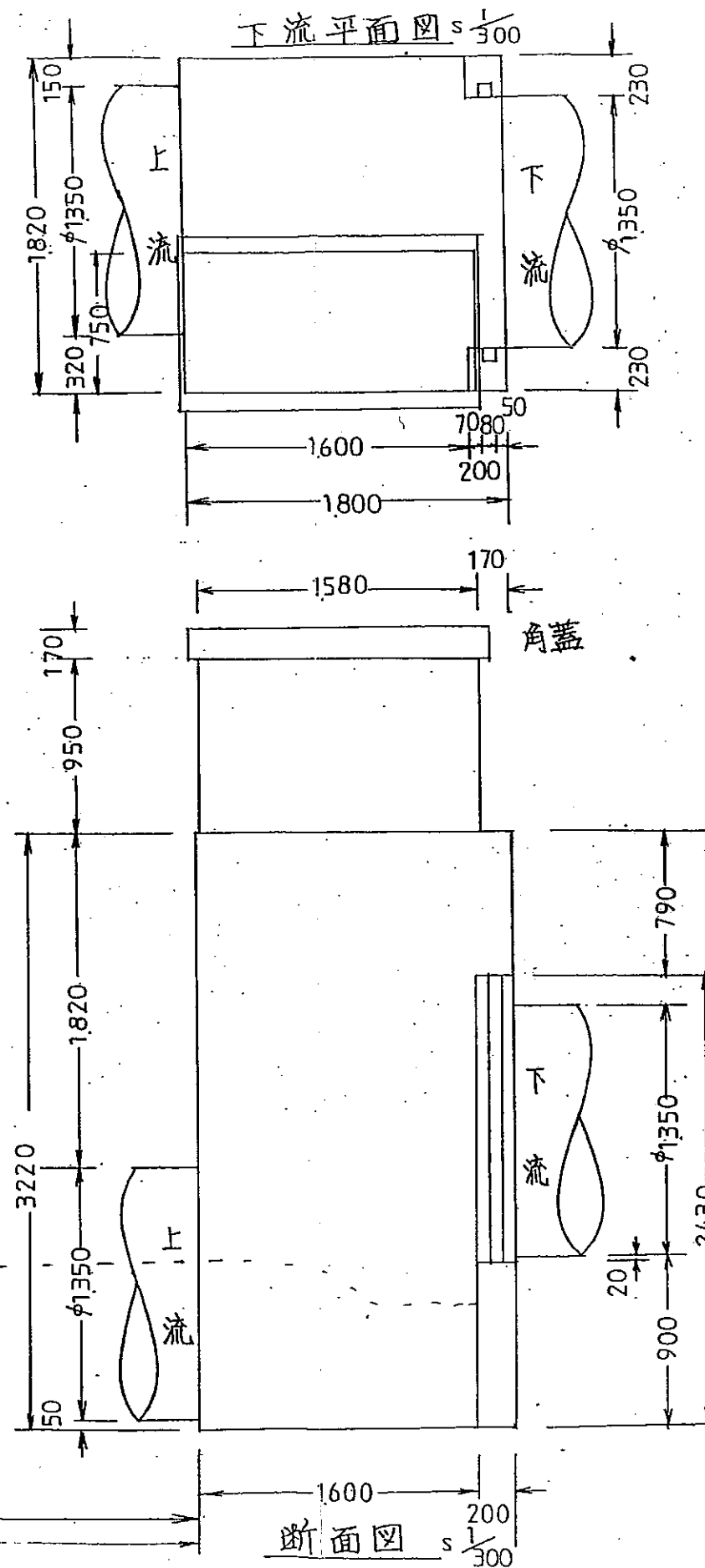
断面図 $\frac{1}{300}$

L = 63460



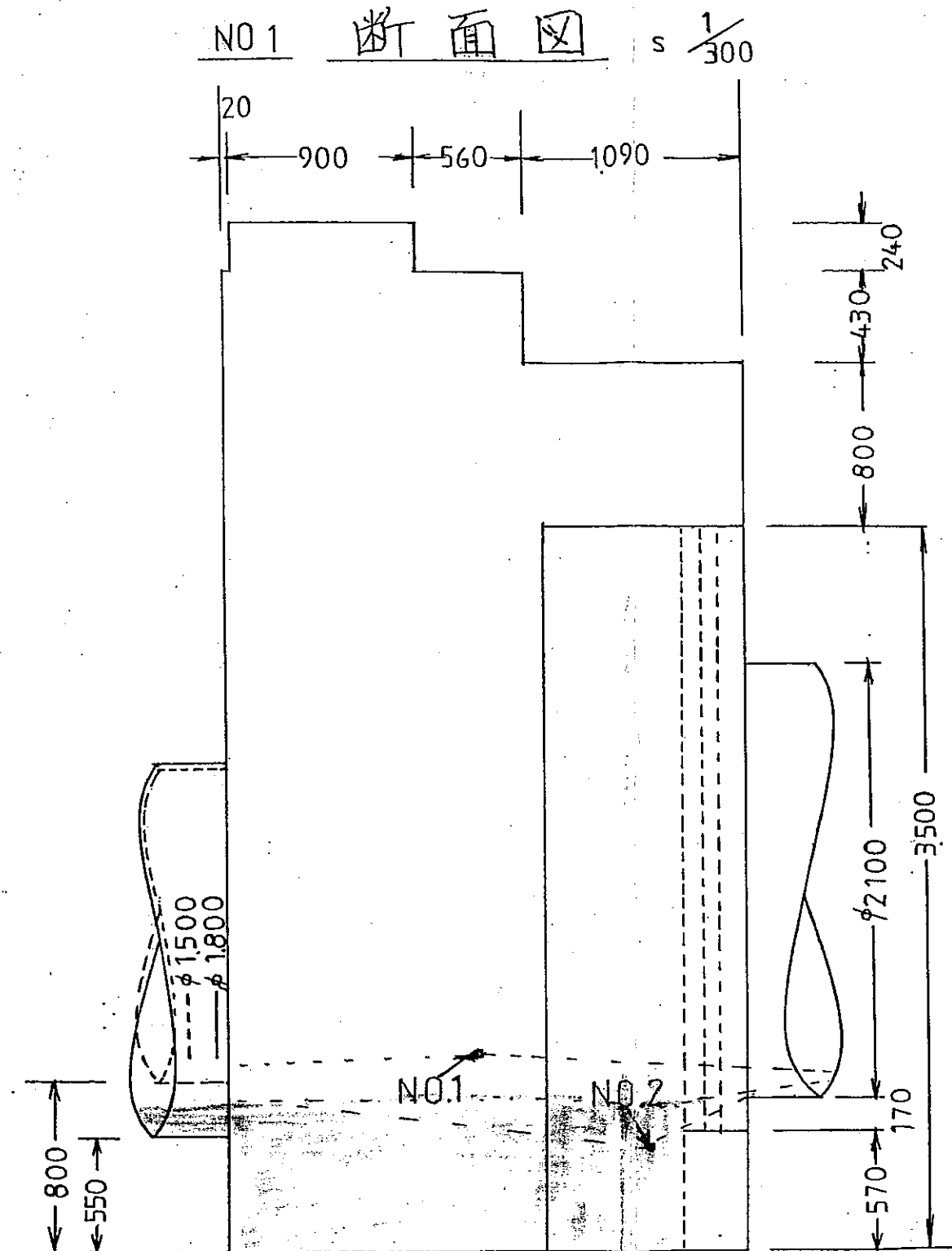
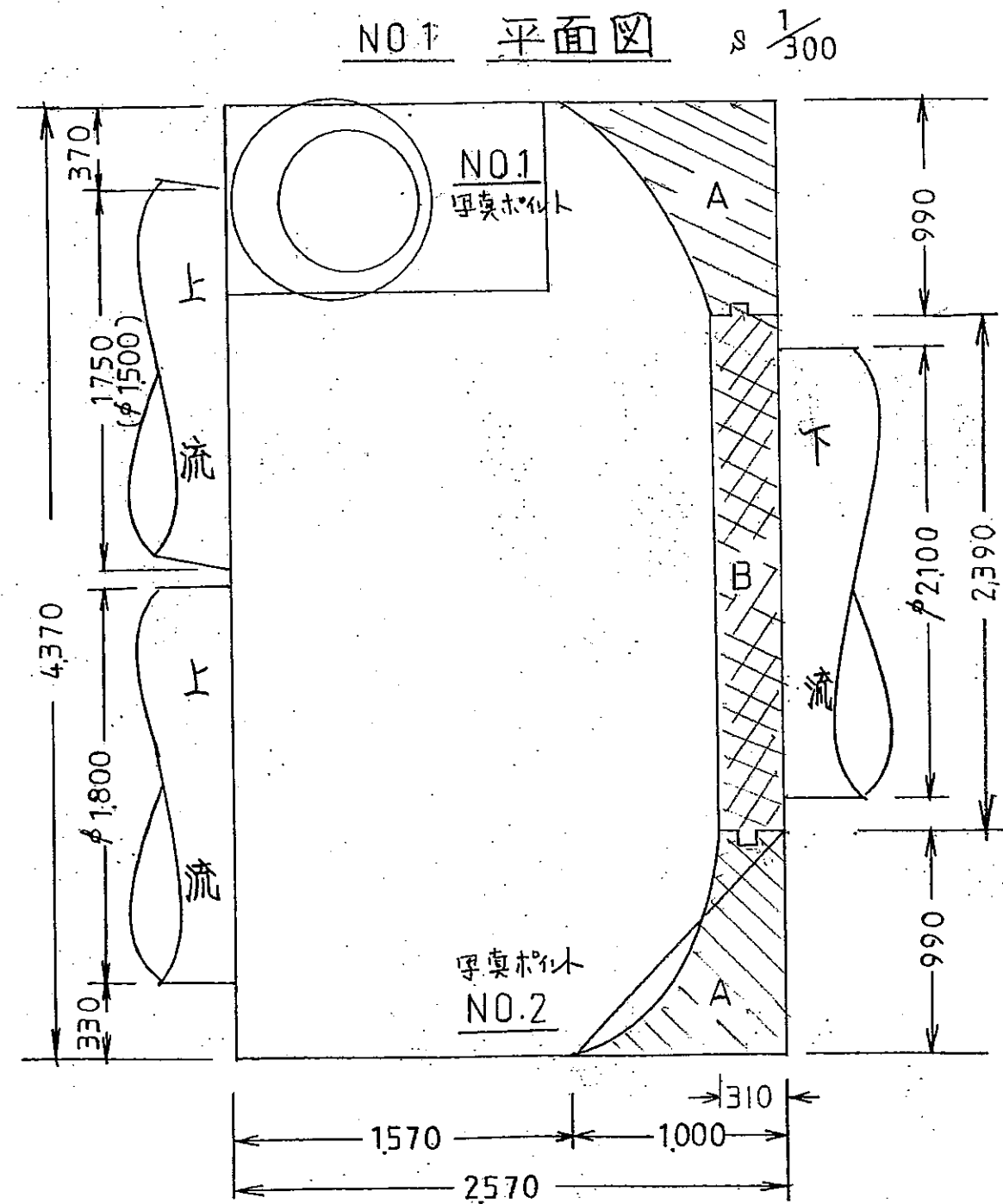
NO 3

下流平面図 $s \frac{1}{300}$



17

東菅野3丁目18番地先



面積計算

$$4.37 \times 2.57 = 11.23 \text{ m}^2$$

$$A = (1.0 \times 0.99 \times \frac{1}{2}) \times 2 = 0.99 \text{ m}^2$$

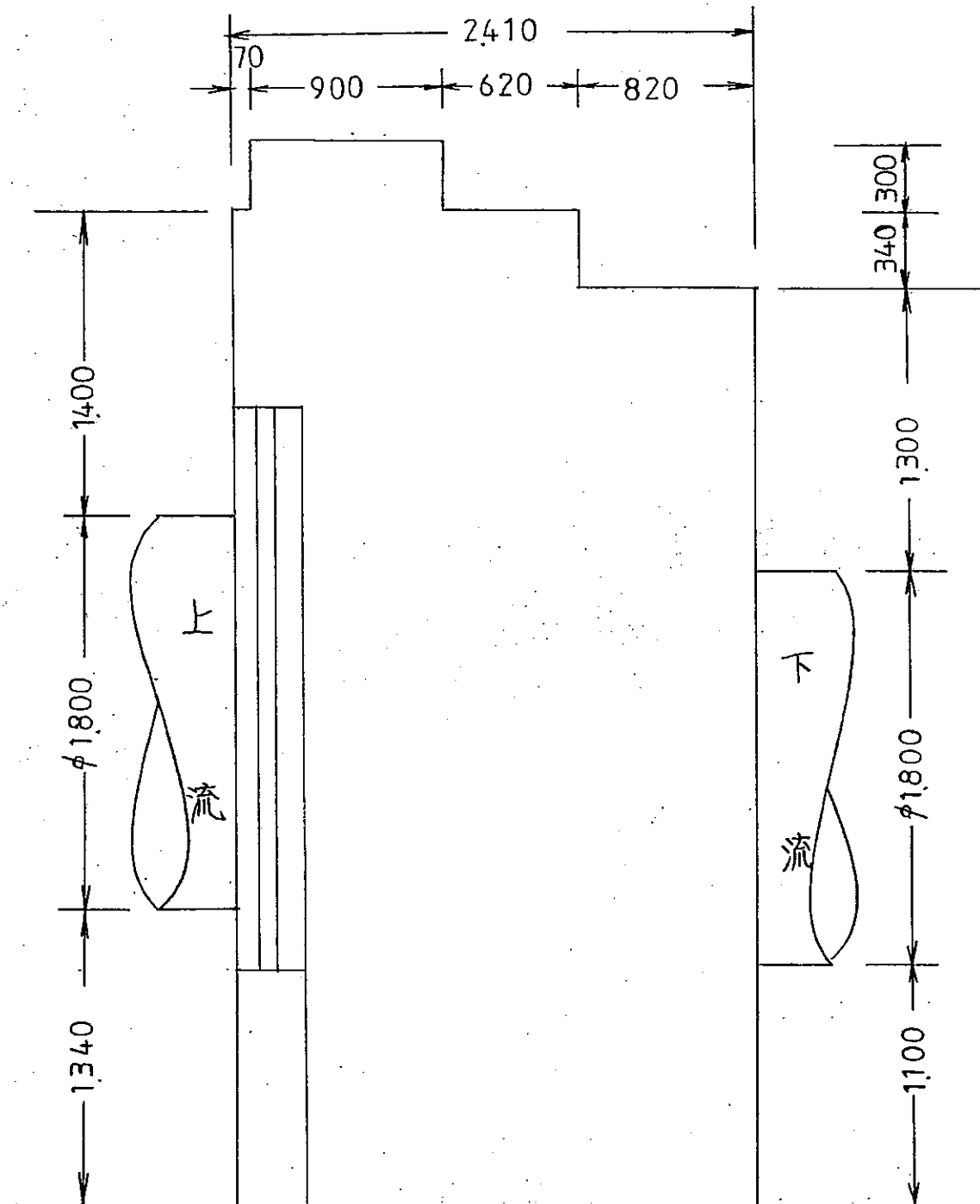
$$B = 2.39 \times 0.31 = 0.74 \text{ m}^2$$

$$A + B = 0.99 + 0.74 = 1.73 \text{ m}^2$$

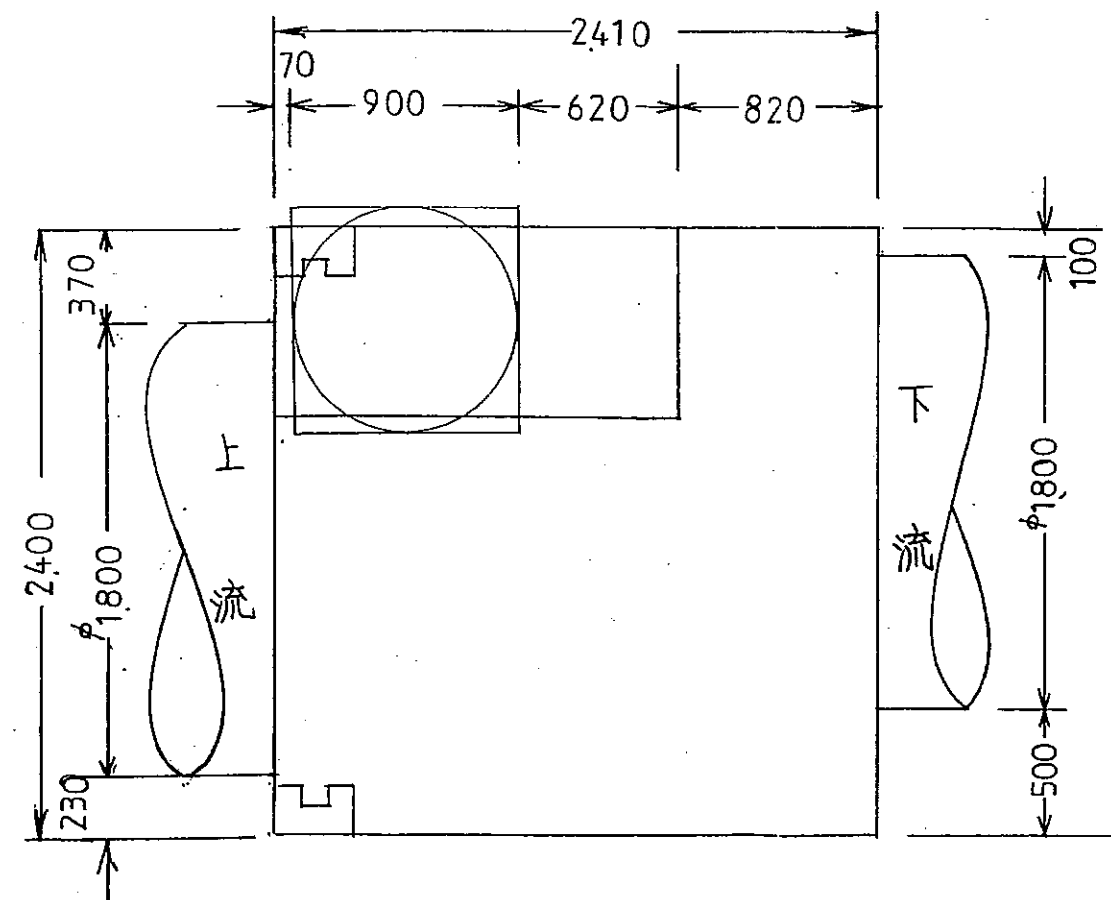
$$11.23 - 1.73 = 9.5 \text{ m}^2$$

No. 17 東菅野 3 丁目 1 8 番地先

NO.2 断面図 $s \frac{1}{300}$

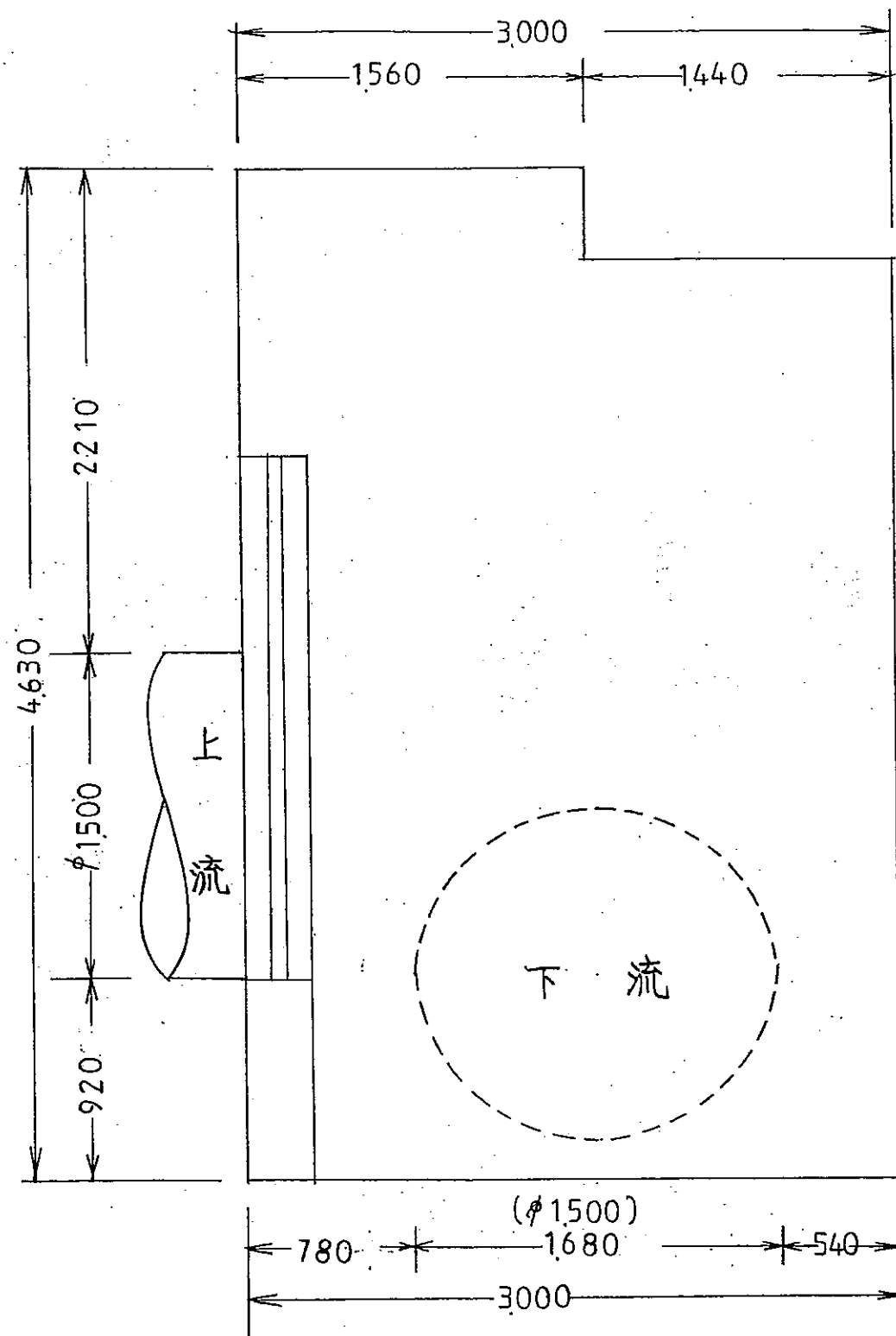


NO.2 平面図 $s \frac{1}{300}$

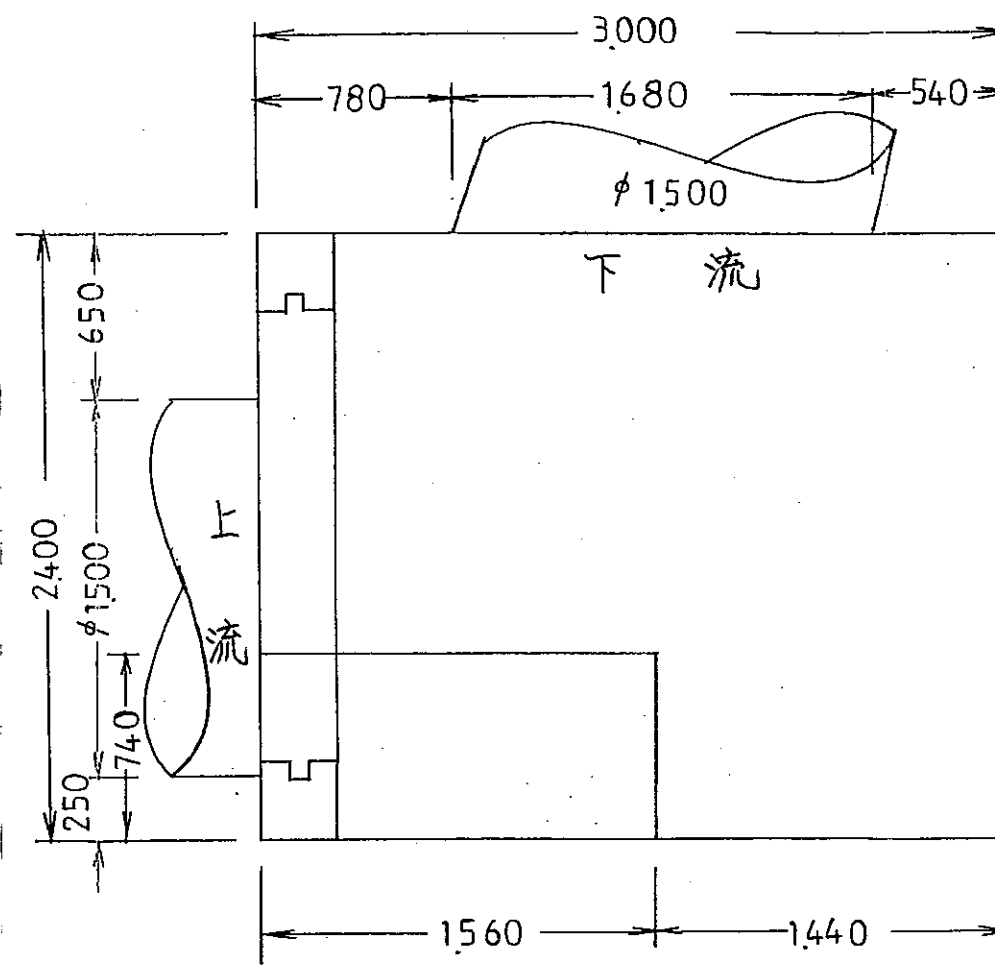


No. 17 東菅野3丁目18番地先

NO.3 断面図 $s \frac{1}{300}$



NO.3 平面図 $s \frac{1}{300}$



作業用安全チェックシート

酸素欠乏症等危険作業 安全チェックシート

委託件名：

委託場所：

工事長
(主任)

点 検 者

日

日

日

日

日

日

日

時期	項 目	チェックのポイント	チェック欄	是正内容等
① 工事着手前	工法検討、打合せ	危険場所に応じた施工方法を検討し、関係者と打合せたか		
	作業主任者	選任されているか、資格を確認したか(1種、2種別)		
		作業方法等を打合せ、職務内容を指示したか		
	作 業 員	特別教育修了を確認したか(1種、2種別)		
	避難、救助用具	避難、救助用具は準備したか、正常に使えるか		
	避難、救助訓練	避難、救助の方法を検討し訓練を行ったか		
	換気設備	現場設置、試運転は終了しているか		
	測定器具	準備されているか(1種:O ₂ 2種:O ₂ 、H ₂ S) 正常に使えるか		
作業主任者は測定操作になれているか				
② 作業開始前			月日日日日日日日	
	監 視 人	名指し、職務内容説明のうえ配置したか		
	換気設備	運転を開始したか、運転は正常か		
	測 定	測定を実施し記録したか		
		測定値は正常か(O ₂ :18%以上 H ₂ S:10ppm以下)		
	避難用具	すぐ使用できる所に配置したか。正常に使えるか		
	点呼、表示	入場者の点呼はされているか、表示はしたか		
	立入禁止措置	立入禁止の措置と表示はよいか		
作 業 者	作業主任者、作業員に変更はないか。健康状態はよいか			
③ 作業中	作業状況	作業主任者の直接指揮で作業されているか		
	換 気	換気設備は正常に運転されているか		
		送気された外気は十分にゆきわたっているか		
	作業環境状況	変化はないか。変化のある時は測定されているか		
	監 視 人	監視人は指示された場所で任務を遂行しているか		
	休憩後の措置	再入場時は②と同様の措置がとられているか		
	安全帯の措置	墜落のおそれがある所では安全帯を使用しているか		
④ 作業終了時	片 付 け	片付けは終了したか。不要電源は切ったか		
	点 呼	退場者の点呼はしたか。全員退出しているか		
	記 録	測定結果の記録は提出されているか		
	立入禁止措置	立入禁止の措置はよいか。表示したか		